

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法は情報システム“PARAGRAPH”(https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=39959230&pos=3;-60#pos=3;-60)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法

カザフスタン共和国法典

「税およびその他の国庫への義務的納付について」(税法典) およびカザフスタン共和国法「カザフスタン共和国法典 『税およびその他の国庫への義務的納付について』(税法典)の発効について」の 改正および補足について

参照：2023年1月9日付カザフスタン共和国財務省国家収入委員会書簡第KGD-07-1-15/175-1号「税関連
法令の主な改正に関するレビューレター」

第1条 カザフスタン共和国の以下の法規文書に改正、補足を加える。

1. 2017年12月25日付カザフスタン共和国**法典**「税およびその他の国庫への義務的納付について」
(税法典)

1) **第1条**第1項：

第1号第2副段落および第3副段落は2019年1月1日より発効済みである。

第38)号に以下の内容の第4副段落を追加する。

「非常事態の結果、被害を被った自然人に対して、」

第1項第1号第4副段落～第7副段落は2024年1月1日より発効する。

第45)号に文言「、ずり混入率を加味せずに」を追加する。

第49)号を以下の文言とする。

「49) 採掘一鉱物資源または固体有用鉱物の地下資源から地表への抽出および(または)技術的鉱物形成層からによるものを含む貯留場所からの有用鉱物の分離、ならびに地下水の採取に直接関連する作業(オペレーション)の総体。」

第49-1)号を削除する。

第53)号に文言「、および(または)一括払いの」を追加する。

第1項第2号は2024年1月1日より発効する。

2) **第16条**第3項に以下の内容の第3段落を追加する。

「電子納税者は税務当局のウェブアプリを使用して代理人のしかるべき権限を記載した納税者電子文書を作成することにより、全権代理人を指定する権利を有する。」

3) **第19条**：

第2項第7)号に以下の内容の第4副段落を追加する。

「本法典第120-1条第1項に従い、電子インボイス情報システムにおける電子インボイスの発行が制限されている。」

第4項を以下の文言とする。

「4. 税務調査の過程において、刑法違反の兆候を示す税および国庫への納付の回避ならびに意図的な破産の事実が明らかになった場合、税務当局はしかるべき法秩序維持機関に対し、カザフスタン共和国法に従い訴訟手続き上の決定を下す目的で、当該機関の権限区分に該当する資料を送付する。」

4) **第24条**第1段落：

第1)号：

第1段落の文言「に続く1業務日」を、文言「に続く2業務日」に置き換える。

第4段落の文言「3」を、文言「2」に置き換える。

第6)号：

第1段落の文言「に続く1業務日」を、文言「に続く2業務日」に置き換える。

第2段落の文言「3」を、文言「2」に置き換える。

第13)号第8副段落を以下の文言とする。

「共和国予算に関連する法に定めがあり、かつしかるべき会計年度の1月1日時点において有効である月次計算指数を5,000倍以上上回る額であって、発生日より2カ月間未納となっている租税債務を有している登録簿上個人事業主である自然人、法人、法人の下部組織の、」

第15)号：

第1副段落に文言「、および民間住宅ファンドにおける賃借住居費用の支払いを目的とした納付金および助成金、住宅環境の改善および（または）治療費の支払いを目的として統一積立年金基金から振り込まれる年金一時金の入金に使用する銀行口座」を追加する。

以下の内容の第2段落を追加する。

「この際、租税債務、社会保険料に係る債務を有する納税者の同意がある場合には、銀行は銀行口座を開設する権利を有するが、ただしこれは、納税者によるこの種の債務を当該の銀行口座から振り替える方法によるものを含め、当該の銀行口座をもって支払取引を遂行することを条件とし、かつ、租税債務、社会保険料に係る債務が全額納付された後とする。」

第1項第5号は2023年7月1日より発効する。

5) 第25条第3)号第3副段落の文言「、ならびに航空機の登録抹消および除却に係る取り消し不能な権限の国家登録」を削除する。

6) 第29条第3項に以下の内容の第2段落を追加する。

「管轄機関は本条第1項第1段落第1)号および第2)号に記載されている者のリストを自らのインターネットリソース上において公表する。」

7) 第30条：

第1項：

第5)号の文言「第19条」を、文言「第19条および第29条」に置き換える。

第11-1) 号を以下の文言とする。

「11-1) リスク度合い評価に基づく定期税務調査の半期予定表について。」

以下の内容の第19)号を追加する。

「19) 税務申告書に反映された雇用者数について。」

第3項に以下の内容の第5-1)号を追加する。

「5-1) 国家機関の人事部に対し、責任ある公職にある者、国家機能の履行権限を有する者の、カザフスタン共和国国外に位置する外国銀行における金銭の有無に関する情報について。

本号に記載されている管轄国家機関は、情報へのアクセスを有する職員のリストを承認する。」

第7項に以下の内容の第4)号および第5)号を追加する。

「4) 自然人による車両税納付を目的とした車両識別番号に関する情報の、第2層銀行への伝達。

5) 本法典に定めのある租税債務の履行を目的とした個人事業主の法的所在地に関する情報の、第2層銀行への伝達。」

8) 第44条第1項第1段落第2副段落の文言「信託管理人の設定者の」を、文言「信託管理の設定者の」に置き換える。

9) 第49条第3項第1段落の文言「ユーラシア経済連合、」の後に文言「シグネチャボラス、」を追加する。

10) 第51条：

第5項第1段落に以下の内容の第2文を追加する。

「この際、税および（または）支払いの分割納付承認決定には、租税債務履行予定表を添付する。」

以下の内容の第7項を追加する。

「7. 租税債務履行予定表は、納税者からの根拠を有する申請に基づき見直される場合がある。ただし、租税債務履行予定表の見直しは1度までとする。」

11) 第52条第2号第5副段落を以下の文言とする。

「国庫歳入機関による制限を除く、国家機関による制限が付されている資産。」

12) 第54条第2項に以下の内容の第5)号を追加する。

「5) 税および（または）支払いの納付に係る租税債務履行予定表に定めのある期日に対する、5業務日以上以上の違反。」

13) 第55条第1項を以下の文言とする。

「1. 本法典第54条第2条第2)号および第5)号に定めのある場合における猶予または分割納付の効力の終了に伴い、税務当局は納税者および（または）第三者の抵当資産を差押えるか、もしくは

は銀行保証の履行を要求する。」

14) [第59条](#)第1項第1段落第4号を以下の文言とする。

「4) リスク評価システムの動作結果に基づく抜き打ち税務調査リストに含まれていないか、もしくはリスク度合い評価に基づく特別規定に則り実施される税務調査およびリスク度合い評価に基づく定期税務調査の半期予定表に含まれていない。」

15) [第66条](#)第1項第1段落第2)号を以下の文言とする。

「2) リスク評価システムの動作結果に基づく抜き打ち税務調査リストに含まれていないか、もしくはリスク度合い評価に基づく特別規定に則り実施される税務調査およびリスク度合い評価に基づく定期税務調査の半期予定表に含まれていない。」

16) [第67条](#)：

第2項第1段落第4)号を以下の文言とする。

「4) リスク評価システムの動作結果に基づく抜き打ち税務調査リストに含まれていないか、もしくはリスク度合い評価に基づく特別規定に則り実施される税務調査およびリスク度合い評価に基づく定期税務調査の半期予定表に含まれていない。」

第6項：

第4副段落を以下の文言とする。

「本条第1項第2)号および第3)号に定めのある根拠に基づく簡易手順による事業終了時における税務申告書提出停止（延期、再開）に関する税務申請書に記載のある活動停止期間の終了。」

以下の内容の第5副段落を追加する。

「本条第1項第3)号および第5項第1段落第1-1)号に定めのある根拠に基づく簡易手順による事業終了時における個人所得税および社会保険料の計算および納付対象となる最終月の満了。」

17) [第69条](#)：

第3項第6)号の文言「および地方執行機関」を、文言「機関、地方執行機関、および国営企業『市民のための政府』」に置き換える。

第6項を以下の文言とする。

「6. 税務調査の実施に係る一般規定は、本法典、ならびに本法典よる規制対象でない部分に関してはカザフスタン共和国企業法典が定めるものとする。」

18) [第73条](#)第1項に以下の内容の第9)項を追加する。

「9) 責任者および（または）予算決済担当職員に対するものを含む、サービスソフトウェア製品による情報提供メッセージの送信。

本号の規定は大規模企業活動主体には適用しない。」

19) [第79条](#)第3項の文言「ウェブポータル『電子政府』によって」を、文言「サービスソフトウェア製品によって」に置き換える。

20) [第80条](#)第3項の文言「ウェブポータル『電子政府』」を、文言「サービスソフトウェア製品」に置き換える。

21) [第85条](#)：

第4項第1)号の文言「付加価値税に関する」の後に文言「もしくは賭博産業」を追加する。

第6項第4)号第2段落の文言「第9副段落」を、文言「第8副段落および第9副段落」に置き換える。

22) [第95条](#)第2項を以下の文言とする。

「2. 机上調査は、電子形式によるインボイスの発行後、および（または）しかるべき期間について、当該の税務期間に対して本法典に定めのある税務申告書提出期限が満了した後にこれを実施する。」

23) [第96条](#)：

第1項を以下の文言とする。

「1. 机上調査の結果に基づき違反が確認された場合には、以下を作成する。

リスク度合いが高い違反に関して一机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知に、確認された違反の内容とそのリスク度合いを添付したもの。

この際、リスク度合い高い違反となるのは、商品の販売、役務およびサービスの提供に係る実際の取引遂行を確認する目的において、電子形式でインボイスが発行された後に実施した机上調査の結果に基づき確認された違反とする。

リスク度合いが中等度の違反に関して一机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知に、確認された違反の内容とそのリスク度合いを添付したもの。

リスク度合いが低い違反に関して一机上調査の結果に基づき確認された違反に関する通知に、確認された違反の内容とそのリスク度合いを添付したものの。

机上調査の結果に基づき確認された違反に関する通知は、税務申告書における違反が確認された日より10業務日以内に、情報提供を目的として納税者（税務代理人）に対し送付する。

机上調査の結果に基づき確認された違反に関する通知の様式は、管轄機関が定めるものとする。」

第2項第2段落：

第1)号および第2)号を以下の文言とする。

「1) 通知に記載されている違反に同意する場合は、確認された違反の、納税者（税務代理人）による以下の方法による是正。

税務当局への登録。

確認された違反が該当する税務期間に関する、通知に基づく税務申告書の提出。

納税者による付加価値税還付申請に基づき先に予算から還付された付加価値税額の予算への納付、ならびに本法典第104条第4項に記載されている額による罰金の、当該金額が納税者に課された日より1日ごとの納付。

カザフスタン共和国の税関連法令に定めのある方法に則った、電子形式で発行されたインボイスの取消、訂正、または補足。

2) 通知に記載されているリスク度合いが中等度の違反に同意しない場合、納税者（税務代理人）は机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知を送付した税務当局に対し、違反の欠如に関する説明書に、当該の違反に関連する、税務申告書に記載されている情報の信頼性を証明する課税台帳および（または）会計台帳（1冊の台帳）および（または）書類の謄写を添付したものを紙媒体または電子媒体をもって送付するものとするが、ただし、本条第3項に定めがある場合はこの限りではない。」

以下の内容の第3)号を追加する。

「3) 通知に記載されているリスク度合いが高い違反に同意しない場合、納税者（税務代理人）は机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知を送付した税務当局に対し、違反に示されている業務（取引）遂行の事実を証明する書類の写しを添付した説明書を紙媒体または電子媒体をもって送付する。」

以下の内容の第2-1項を追加する。

「2-1. 本条第2項第2段落第2)号および第3)号に定めのある説明書には以下を明記しなければならない。

納税者（税務代理人）による説明書への署名年月日。

姓、名および父称（父称に関しては、これが身分証明書に記載されている場合）または説明書を提出した者の正式名称、その居住地（所在地）。

納税者（税務代理人）の個人識別番号。

机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知を送付した税務当局の名称。

説明書の提出対象である通知の番号および年月日。

通知に記載されている違反に説明書を提出した者が同意できない事由に、本条第2項第2段落第2)号および第3)号に記載されている書類を必ず添付したものの。

机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知の執行の一環として、説明書の提出をもって、通知に記載されている違反には関係のない書類を要求することはこれを認めない。」

第4項および第6項を以下の文言とする。

「4. 違反が是正されないか、もしくは違反が完全には是正されない場合、税務当局は、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知を不履行とみなす。

机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知が不履行とみなされた場合、税務当局は、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知を不履行とみなす決定を下し、管轄機関が定める様式および期日をもって、納税者に対し以下の方法のうち1つによりこれを送付する。

1) 配達通知付き書留郵便として。

2) ウェブアプリまたはウェブポータル『電子政府』上のユーザーの個人キャビネットによる電子形式で。

3) サインを受け取り、納税者に対し手渡しで。

この際、以下の方法のうち1つをもって送付された決定は、以下の場合、納税者（税務代理人）に手渡されたものとみなされる。

1) 配達通知付書留郵便の場合—納税者（税務代理人）が郵便組織またはその他の通信組織の通知に記入を行った日から。ただし、当該の決定は、郵便組織またはその他の通信組織が受付を記録した日より10業務日以内に、郵便組織またはその他の通信組織によって配達されなければならない。

2) 電子形式の場合：

ウェブアプリに税務当局が決定を配信した日から。

この方法は、カザフスタン共和国の電子文書および電子デジタル署名に関連する法令に従い電子形式で税務当局と連携している納税者に対して適用する。

ウェブポータル『電子政府』上のユーザーの個人キャビネットに決定を配信した日から。

この方法は、ウェブポータル『電子政府』に登録している納税者に対して適用する。

3) 国営企業『市民のための政府』を介した場合—これが直接受領された日から。」

「6. 本状に別段の定めがない限り、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知の、本条第2項に定めのある期日中、およびに本条第2項および第2-1項に定めのある方法および期日中における不履行は、本法典第118条に則った納税者の銀行口座による決済取引の停止を招くものである。」

以下の内容の第6-1項を追加する。

「6-1. リスク度合いが高い違反に関しては、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知の、所定の期日中における不履行および（または）不履行としての認定は、本法典第120-1条に則った電子インボイス情報システムにおける電子インボイス発行に対する制限を招くものである。」

24) [第97条](#)第8項を以下の文言とする。

「8. 税、国庫への納付、社会保険料、科料、罰金のあらゆる種類または特定の種類に関する予算への決済状況に関する納税者個人口座の謄写は、納税者の照会に基づき、税務当局が照会を受領した日より1業務日以内にこれを発行する。」

[第1項第25号は2023年7月1日より発効する。](#)

25) [第101条](#)第1項第3段落の文言「民間航空領域における証明書」を削除する。

[第1項第26号は2024年1月1日より発効する。](#)

26) [第108条](#)：

第1項：

第4)号の文言「訴状またはその他の申請書（不服申し立て）」を、文言「カザフスタン共和国憲法裁判所による市民の訴え、裁判所による訴状またはその他の申請書（不服申し立て）」に置き換える。

第5)号：

文言「打ち切り」の後に、文言「憲法上の審理の、」を追加する。

文言「での審理」の後に、文言「カザフスタン共和国憲法裁判所」を追加する。

第2項第1)号を以下の文言とする。

「1) 市民によるカザフスタン共和国憲法裁判所への自らの訴えの取り下げ、原告による訴状の取り下げ。」

[第1項第27号は2018年1月1日より発行済みである。](#)

27) 第11章第1パラグラフに以下の内容の[第108-1条](#)を追加する。

「第108-1条 生産物分与におけるカザフスタン共和国の持分に係る租税債務の現物による相殺の特徴

1. 個人口座を現物で運用する場合、租税債務の現物による履行として引き渡された有用鉱物の量と、租税債務の現物による履行として引き渡されるべき有用鉱物の量との間の相殺実施日におけるプラスの差を、生産物分与におけるカザフスタン共和国の持分に係る租税債務の現物による履行として地下資源利用者が現物で引き渡す有用鉱物のうち過剰に引き渡された量とする。

2. 個人口座を現物で運用する場合、生産物分与におけるカザフスタン共和国の持分に係る租税債務の現物による履行として地下資源利用者が現物で引き渡す有用鉱物のうち過剰に引き渡された量の相殺は、当該の個人口座の情報に基づき、生産物分与におけるカザフスタン共和国

の持分について、地下資源利用者の個人口座の運用地の税務当局がこれを実施する。

3. 個人口座を現物で運用する場合、生産物分与におけるカザフスタン共和国の持分に係る租税債務の現物による履行として地下資源利用者が現物で引き渡す有用鉱物のうち過剰に引き渡された量の相殺は、生産物分与におけるカザフスタン共和国の持分に係る租税債務であって、期日中に履行されなかった租税債務の償還として、地下資源利用者による相殺税務申告書なしに税務当局がこれを実施する。」

28) [第116条](#)：

第5項の文言「不服申し立ての場合には」を、文言「本条第5-1項に別段の定めがない限り、不服申し立ての場合には」に置き換える。

以下の内容の第5-1項を追加する。

「5-1. 調査の結果に関する通知に対する納税者（税務代理人）の不服申し立てを管轄機関が却下した場合、期日中に履行されなかった租税債務の履行確保手段の適用は、納税者（税務代理人）の資産の処分に対する制限を除き、不服申し立ての審査結果に基づく決定が下された時点より15業務日これを停止する。」

29) [第117条](#)第3項第1段落に以下の内容の第9副段落を追加する。

「投資管轄機関との間で締結された投資税控除がある場合には、その有効期間にわたり、当該の控除が提供されている税に関して。」

30) [第118条](#)第1項第7)号の文言「第4-3項」を、文言「第4項および第4-3項」に置き換える。

31) 第13章に以下の内容の[第120-1条](#)を追加する。

「第120-1条 電子インボイス情報システムにおける電子インボイス発行の制限

1. 税務当局はリスク度合いが高い違反に関して、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知が期日中に履行されないか、および（または）不履行とみなされた場合、電子インボイス情報システムにおける電子インボイスの発行の制限を実施する。

2. 電子インボイス情報システムにおける電子インボイスの発行の制限は、リスク度合いが高い違反に関して、管轄機関が定める方法および様式をもって公布された電子インボイスの発行制限に係る決定に立脚して、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知が期日中に履行されないか、および（または）不履行とみなされた日の翌業務日中に実施する。

3. 電子インボイスの発行制限に係る決定は、本条第2項に記載されている決定が下された日の翌業務日中に、電子インボイス情報システム、ウェブアプリ、ウェブポータル『電子政府』上のユーザーの個人キャビネットに対し電子形式をもって送付する。

4. 税務当局は、リスク度合いが高い違反に関して、机上調査の結果に基づき税務当局が確認した違反の是正に関する通知が履行された日より1業務日中に、管轄機関が定める方法および様式をもって制限解除決定を交付する方法で、電子インボイス情報システムにおける電子インボイスの発行の制限を解除する。

5. 電子インボイスの発行の制限に係る決定への納税者による不服申し立ては、同決定の効力を停止するものではない。」

32) [第213条](#)：

第2項および第4項を以下の文言とする。

「2. 納税者（税務代理人）は、租税債務の弁済に関する通知を受領した日より10業務日以内に、当該の通知の送付元である税務当局に対し、未収金の額を明記した債務者のリストを提出する義務を負う。

納税者（税務代理人）のために債務を債務者から徴収する件について法的効力を発した裁判所決定がある場合には、当該の裁判所決定も提出する。

この際、税務当局は納税者（税務代理人）の債務者の特定を目的として、税務当局の情報システムのデータを使用する権利、ならびに納税者（税務代理人）とその債務者との間における相互決済の確定に関して納税者（税務代理人）の調査を実施する権利を有する。納税者（税務代理人）の調査の過程において、税務当局は債務者のクロス調査を実施する権利を有する。

税務当局は、裁判所で争われる未収金の額を確認する権利を有さない。

納税者（税務代理人）が租税債務を弁済した場合、債務者のリストまたは相互決済照合表は提出しない。」

「4. 債務者が本条第3項第2段落に定めのある期日中に相互決済照合表を提出しない場合、も

しくは未収金の額が確認できない場合には、税務当局は前記の債務者の税務調査を実施する。この際、税務当局は裁判所で争われる未収金の額を確認する権利を有さない。未収金がない場合、債務者は相互決済照合表とともに、納税者（税務代理人）に対する債務弁済の事実を証明する書類を税務当局に提出する。」

第5項第1段落を以下の文言とする。

「5. 未収金の額を証明する相互決済照合表および（または）本条第3項に従い実施されたクロス調査を含む債務者の調査書、および（または）提出された裁判所決定に基づき、税務当局は債務者の銀行口座に対し、納税者（税務代理人）の租税債務額の徴収に係る集金命令を提示する。」

第1項第33号は2024年1月1日より発効する。

33) 第132条：

第2項第5段落の文言「その受領日より5暦日」を「それが手渡された日より5暦日」に置き換える。

以下の内容の第3項を追加する。

「3. 本条に記載されている要求、通知、または根拠を有する決定は、本条に別段の定めがない限り、納税者に直接、サインを受け取る形で、もしくは送付および受領の事実を証明する他の方法で手渡さねばならない。

この際、以下の方法のうち1つをもって送付された要求、通知、または根拠を有する決定は、以下の場合、納税者に手渡されたものとみなされる。

1) 配達通知付書留郵便の場合－納税者が郵便組織またはその他の通信組織の通知に記入を行った日から。

ただし、当該の要求、通知、または根拠を有する決定は、郵便組織またはその他の通信組織が受付を記録した日より10業務日以内に、郵便組織またはその他の通信組織によって配達されなければならない。

2) 電子形式の場合：

ウェブアプリに税務当局が要求、通知、または根拠を有する決定を配信した日から。

この方法は、カザフスタン共和国の電子文書および電子デジタル署名に関連する法令に従い電子形式で税務当局と連携している納税者に対して適用する。

ウェブポータル『電子政府』上のユーザーの個人キャビネットに要求、通知、または根拠を有する決定を配信した日から。

この方法は、ウェブポータル『電子政府』に登録している納税者に対して適用する。

要求、通知、および根拠を有する決定の様式は、管轄機関がこれを承認する。」

34) 第136条第5項第1)号を以下の文言とする。

「1) リスク度合い評価に基づく定期税務調査の主体（対象）の選定。」

35) 第137条第3項を以下の文言とする。

「3. 本法典第136条第5項第1)号および第2)号の実現を目的として、機密基準と並んで、機密情報ではない基準を提供する。リスク基準および当該の基準に基づくリスク管理システム適用規定は、管轄機関が定めるものとする。」

36) 第145条：

第1項第1)号を以下の文言とする。

「1) リスク度合い評価に基づく定期税務調査。」

第2項を以下の文言とする：

「2. リスク度合い評価に基づく定期税務調査とは、税務申告書、管轄国家機関の情報、ならびに公式および公開の情報源から取得した納税者（税務代理人）の事業に関する情報に基づき、納税者（税務代理人）に対し税務当局が指定する調査である。

リスク度合い評価に基づく定期税務調査指定の根拠は、管轄機関の決定により承認される半期予定表である。

半期調査実施予定表に変更を加えることは認められない。

管轄機関は調査実施年度に先立つ年の12月25日まで、および当該暦年の5月25日までに、半期の調査実施概略予定表をインターネットリソース上に掲載する。」

第3項：

第4)号第1段落の文言「机上調査」の後に、文言「リスク度合いが中等度の」を追加する。

第6)号を以下の文言とする。

「6) カザフスタン共和国の税関令法令に従った、納税者（税務代理人）とその債務者との間における相互決済の確定に関して。」

37) [第146条](#)第8項を以下の文言とする。

「8. 時間動作研究を実施する場合、指示書に記載される期間は30業務日を上回ってはならない。本条に定めのある税務調査期間の延長および（または）停止は、時間動作研究の実施時にはこれを適用しない。

時間動作研究は時間外（夜間、休日、祝日）に実施することができるが、ただしこれは、調査対象となる者が当該の日時に自らの業務を実施する場合とする。」

38) [第147条](#)：

第1項：

文言「実施開始前に」の後に、文言「定期的な」を追加する。

文言「、リスク度合い評価に基づき特殊な方法で実施される、」を、文言「リスク度合い評価に基づき」に置き換える。

第3項：

文言「実施」の後に、文言「定期的な」を追加する。

文言「、リスク度合い評価に基づき特殊な方法で実施される、」を、文言「リスク度合い評価に基づき」に置き換える。

第5項：

第1段落：

文言「税務当局は開始する権利を有する」の後に、文言「定期的な」を追加する。

文言「、リスク度合い評価に基づき特殊な方法で実施される、」を、文言「リスク度合い評価に基づき」に置き換える。

第2段落：

文言「税務当局は遂行する」の後に、文言「定期的な」を追加する。

文言「、リスク度合い評価に基づき特殊な方法で実施される、」を、文言「リスク度合い評価に基づき」に置き換える。

39) [第150条](#)第2項第1段落第2副段落を以下の文言とする。

「リスク度合い評価に基づく定期税務調査の実施時—指示書が手渡された日より5暦日以内。」

40) [第158条](#)第3項に以下の内容の第4段落および第5段落を追加する：

「納税者（税務代理人）が税務調査報告書の受領を拒否した場合、税務調査報告書にしかるべき記録を記入するとともに、本法典第71条に定めのある記録（証明書）を作成する。

この際、税務調査報告書を手渡した日は、記録（証明書）作成年月日とする。」

41) [第172条](#)第10項第1副段落の文言「輸入業者の選定に関する」を削除する。

42) [第175条](#)：

タイトルを以下の文言とする。

「第175条 管轄国家機関、地方執行機関、および国営企業『市民のための政府』の業務に対する監督」

第1項：

第1段落の文言「管轄国家機関および地方執行機関」を、文言「管轄国家機関、地方執行機関、および国営企業『市民のための政府』」に置き換える。

第2段落の文言「管轄国家機関」の後に、文言「および国営企業『市民のための政府』」を追加する。

第4段落第1副段落の文言「および地方執行機関」を、文言「機関、地方執行機関、および国営企業『市民のための政府』」に置き換える。

[第1項第43号は2022年1月1日より発効済みである。](#)

43) [第189条](#)第1項第2)号に以下の内容の第15副段落を追加する。

「デジタルマイニング。」

44) [第190条](#)：

[第1項第44号第2副段落および第3副段落は2018年4月1日より発効済みである。](#)

第2項に以下の内容の第2段落を追加する。

「本項の目的においては、電子インボイス情報システムにおいて電子デジタル署名を使用して作成された会計伝票または証憑書類も、会計書類とみなすものとする。」

第4項に以下の内容の第2段落を追加する。

「保険組織および再保険組織における保険（再保険）契約の締結および履行业務に関わる税務会計は、金融市場および金融機関に対する規制・監督・監査に係る管轄機関による、管轄機関および税務政策管轄機関との調整合意を経た要求を踏まえたうえで、カザフスタン共和国国立銀行が定める報告データに基づくものとする。」

第1項第45号は2018年4月1日より発効済みである。

- 45) 第193条第2項の文言「登録されたインボイス」を、文言「登録されたインボイス、会計伝票、および証憑書類」に置き換える。

第1項第46号は2018年4月1日より発行済みである。

- 46) 第202条第1項に以下の内容の第2段落を追加する。

「前記の個人事業主は、電子インボイス情報システムにおいて電子デジタル署名を使用して証憑書類を作成する権利をも有する。」

- 47) 第208条第3項第2段落を削除する。

- 48) 第209条第5項に以下の内容の第12)号および第13)号を追加する。

「12) 法的効力を発している裁判所決定に基づき登録が無効とみなされた個人事業主または法人が税務申告書を提出した。

13) 本法典第85条第4項第6)号第8副段落および第9副段落に定めのある場合において、税務当局の決定に基づき付加価値税に係る登録を解除された者が付加価値税に係る税務申告書を提出した。」

- 49) 第211条第5項：

第7)号を以下の文言とする。

「7) 自然人による申告書提出義務が生じた年の年頭までにカザフスタン共和国で公証人による証明がなされた取引に係る債務、および裁判所決定に基づき認められた債務を除く、自然人との関係に関して生じた自然人に対する他者の債務（未収金）および他者に対する自然人の債務（未払金）の、自然人の申告書への反映に関して。」

以下の内容の第2段落を追加する。

「本項第1段落第1)号および第2)号の規定は、税務当局による以下の点の審査対象とはならない非レジデントに関しては、本法典第648条および第657条に記載されている税務申告書の改正および補正に係る税務代理人の権利に適用しない。

本法典第672条に定めのある国際条約に基づき国庫に納付された所得税の還付申請。

本法典第672条に基づき提出された申請に則って実施された調査の結果に関する通知への不服申し立て。」

- 50) 第214条第7項に以下の内容の第2段落を追加する。

「専用モバイルアプリを使用した特別税制に移行する場合、個人事業主は当該の特別税制の効力が発効した日より事業を再開したものとみなされる。」

- 51) 第225条第2項：

第22)号を以下の文言とする。

「22) 以下の電力網の費用。

カザフスタン共和国の民法に従い所有者なしと認識され、送電組織が無償で所有下に受け入れた電力網。

国家機関または地方執行機関、その他の送電組織もしくは送電事業を遂行していない電力網所有者から、送電組織が無償で収支に受け入れた送電網。」

以下の内容の第26-1)号および第28-1)号を追加する。

「26-1) 本法典第258条第6項および（または）第268条第2-1項に従い、複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に則り地下資源利用者が暫定計数を適用した結果生じる、減価償却資産グループ（サブグループ）の帳簿価額の増加。」

第1項第51号第2副段落は2019年1月1日より発効済みである。

「28-1) 定款資本における国の出資比率が100%である法人による福祉支援の一環として、カザフスタン共和国の民法に従い基金の形態で創設された非営利組織から無償で取得した資産の価額、および国有財産の大規模修繕・再建費用。

- 52) 第231条：

第1項：

第2)号および第4)号を以下の文言とする。

「2) 未経過保険料、未発生の損害、報告済みだが精算されていない損害、発生済みだが報告されていない損害に係る再保険資産の増加。」

「4) 保険契約、再保険契約に係る、保険組織、再保険組織による保険準備金の減少。」

以下の内容の第2段落を追加する。

「保険組織および再保険組織における保険（再保険）契約の締結および履行业務に係る収入は、金融市場および金融機関に対する規制・監督・監査に係る管轄機関による、管轄機関および税務政策管轄機関との調整合意を経た要求を踏まえたうえで、カザフスタン共和国国立銀行が定める報告データに基づき算定する。」

第3項の文言「発生した」を、文言「算出された」に置き換える。

53) [第232条](#)第6項の文言「発生した」を、文言「算出された」に置き換える。

54) [第243条](#)：

[第1項第54号第2副段落～第6副段落は2022年1月1日から2022年12月31日まで効力を有していた。](#)

第1項に以下の内容の第2段落および第3段落を追加する。

「大規模企業活動主体が非常事態の影響期間中に被った商品の損傷、損失は、非常事態の影響期間中に被った損害の総額をもって控除の対象とするが、ただし、納税者が非常事態に関連する刑事訴訟の被害者であること認める刑事訴訟担当機関の決定の写しがある場合において、非常事態の年月日に帳簿に計上されており、下記書類が存在している商品の価額をもって行うものとする。

商品の損傷、損失の事実を証明する書類であって、カザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い作成されたもの。

課税台帳に反映されている情報であって、本法典第215条第7-1項に従い作成されたもの。

この場合、商品の損傷、損失に係る控除の対象となる額は、当該の商品の帳簿価額を上回ってはならない。」

第12項を以下の文言とする。

「12. カザフスタン共和国の法令に定めのある額における社会医療保険基金への積立金計上に係る納税者の費用は控除対象とする。」

[第1項第54号第9副段落および第10副段落は2022年1月1日から2023年12月31日まで効力を有していた。](#)

以下の内容の第14-2項を追加する。

「14-2. 鉄道輸送による旅客輸送時に際する幹線鉄道網サービスの、旅客、荷物、貨物、郵便物の輸送業務を遂行する鉄道輸送業者に対する無償提供に関連して国家インフラオペレーターが被った費用は控除の対象とし、これには、カザフスタン共和国の法令に従い、鉄道輸送による旅客輸送に際する規制対象となる幹線鉄道網サービス料金に対し暫定減算係数0を適用した場合を含むものとする。」

55) [第244条](#)第1項第1段落第1)号第4副段落を削除する。

56) [第246条](#)第4項第10副段落を以下の文言とする。

「D—以下の報酬の額。」

以下の内容の第11副段落および第12副段落を追加する。

「カザフスタン共和国で設立された信用組合、支配株式を国営管理持株会社が保有する国家開発機関である銀行が発行する貸付（ローン）に対するもの。

統一積立年金基金が持ち主である債務証券に係る割引またはクーポンとしてのもの（当初設定価額および〔または〕取得価額からの割引もしくはプレミアムを算入する）。」

57) [第249条](#)第1項：

第1副段落の文言「計上された」を削除する。

第4)号の文言「創設費用」を、文言「増加」に置き換える。

以下の内容の第2段落を追加する。

「保険組織および再保険組織における保険（再保険）契約の締結および履行业務に関わる控除は、金融市場および金融機関に対する規制・監督・監査に係る管轄機関による、管轄機関および税務政策管轄機関との調整合意を経た要求を踏まえたうえで、カザフスタン共和国国立銀行が定める報告データに基づいて算定する。」

58) [第250条](#)第5項：

文言「保険準備金の創設」を、文言「算出された保険準備金」に置き換える。

文言「創設された」を、文言「算出された」に置き換える。

59) [第251条](#)の文言「創設された」を、文言「算出された」に置き換える。

60) [第252条](#)第1項第2段落を以下の文言とする。

「清算基金積立てに係る額および方法は、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い、地下資源利用契約または鉱床開発プロジェクトをもって定めるものとする。」

[第1項第61号は2022年1月1日から2023年12月31日まで効力を有する。](#)

61) [第255条](#)：

第2項第1副段落の文言「本条に記載されている」を、文言「本条第1項に記載されている」に置き換える。

以下の内容の第5項および第6項を追加する。

「5. 貨物輸送業者は、カザフスタン共和国の鉄道輸送に関する法令に従い旅客輸送における機関車牽引オペレーターに対し支払われる暫定補償料に係る費用を控除する権利を有する。

6. 本条第5項に記載されている費用の控除は、自然独占領域におけるガバナンスを遂行する管轄国家機関が定める額の範囲内でこれを実施する。」

62) [第257条](#)：

第1項に第1段落に以下の内容の第4)号を追加する。

「4) 本条第2項に定めのある納税者の支出。」

第2項を以下の文言とする。

「2. 本法典第319条第2項第1)号、第5)号、第7)号、第8)号、第9)号、第10)号、第10-1)号、第10-2)号、第12)号、第341条第1項第42)号および第44)号に記載されている納税者の支出は、自然人への支払いも含め、控除の対象とする。」

63) [第258条](#)：

第2項：

第1段落および第2段落を以下の文言とする。

「2. 本条第1項に記載されている支出は、商業規模における有用鉱物の発見後、採掘を開始した時点より減価償却費として年間総収入から控除する。減価償却費の額は、本項に定めのある減価償却資産グループごとの課税期間末における累計額に、地下資源利用者の裁量によって算定される減価償却率を適用する方法で算出するが、以下を上回らないものとする。

1) 37.5%—本法典第722-1条第4項に定めのある期日中における、複雑な海洋プロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の場合。

2) 25%—その他の地下資源利用契約の場合であるが、ただし、本項第1)号に定めのある期日が満了した後における、複雑な海洋プロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約を含む。

前記の手順は以下の場合にも適用する。

地下資源利用者が、探鉱契約の一環としての鉱床の発見と評価を根拠として締結された採掘契約に基づき事業を遂行している場合。当該の探鉱契約に関する最終課税期間末において発生していた減価償却資産グループごとの累積支出の総額は、前記の探鉱契約の枠組みにおける減価償却費として年間総収入から控除する。

カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に則り、2018年1月1日以降に探鉱鉱区の一部を分離した場合であって、分離の対象となる探鉱および採掘に係る契約を改正し、分離された当該の地下資源鉱区について個別に採掘契約を締結する方法によってこれが実施された場合。この場合、探鉱契約に係る控除を目的として移転される減価償却費グループごとの累計額の総額は、分離された当該の探鉱鉱区部分についての直接的費用が、しかるべき探鉱契約に基づく分離時点より前までに地下資源利用者が支出した直接的費用の総額に占める比率に基づいてこれを算定する。」

第4段落第1副段落の文言「および第260条」を、文言「、第260条および第722-1条」に置き換える。

第4項に以下の内容の第2段落を追加する。

「ただし、複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に関しては、先に適用した本条第6項が定める暫定係数を加味したうえで、本項第1段落第4)号および第5)号に定めのある支出の額を算定する。」

以下の内容の第6項を追加する。

「6. 本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を踏まえたうえで、複雑なプロジェクト（ただし、

陸上でのガスプロジェクトを除く)に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に関しては、支出に対し以下の暫定係数を適用する方法で本条第1項に記載されている支出額を算定する。

1.5-陸上での複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の場合。

2.0-複雑な海洋プロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の場合。」

第1項第64号は2024年1月1日より発効する。

64) 第260条第2項：

第3段落第10副段落の文言「地下資源における標準損失を考慮したうえでの減耗ウラン埋蔵量」を、文言「採掘したウラン」に置き換える。

第7段落第8副段落の文言「減耗したウラン埋蔵量」を、文言「採掘したウラン」に置き換える。

第8段落の文言「減耗したウラン埋蔵量」を、文言「採掘したウラン」に置き換える。

65) 第268条に以下の内容の第2-1項を追加する。

「2-1. 複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者は、本条が定める方法に則り、本法典第258条第6項に定めのあるしかるべき係数を適用したうえで、資産の当初取得価額を算定する。」

66) 第270条に以下の内容の第15項を追加する。

「15. 複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者が固定資産を除却する場合、サブグループ（グループ）の帳簿残高は、国際財務報告基準および（または）カザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令の要件に従い、先に適用した本法典第268条第2-1項に定めのある暫定係数を加味したうえで除却年月日において算定した帳簿価額に相当する額をもって減額する。」

67) 第271条：

第7項第4段落を以下の文言とする。

「本項の目的においては、地下水の採取を遂行する地下資源利用者が当該の地下水採取権の保有のみを根拠とした地下資源利用者であり、採取した地下水を非アルコール飲料の生産に用いる場合における地下水採取契約、ならびに複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約は地下資源利用契約とはみなさない。」

以下の内容の第7-1項を追加する。

「7-1. 本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を踏まえたうえで、複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者は、固定資産グループ（サブグループ）の帳簿残高算定とその後の固定資産関連費用の算定を目的として課税台帳に記載されている減価償却率を適用する方法で各々のサブグループ、グループに関する減価償却費を算定するが、ただし、償却率は課税期間末におけるサブグループ、グループの帳簿残高に対して本項が定める最大償却率を上回ってはならない。」

No.	グループ番号	固定資産の名称	最大償却率 (%)
1	2	3	4
1.	I	建造物および営造物、ただし油井、ガス井、移送設備を除く	15
2.	II	機械および設備、ただし石油ガス採掘用機械・設備、ならびにデータ処理用コンピューター・機器を除く	37.5
3.	III	データ処理用コンピューター・ソフトウェア・機器	60
4.	IV	他のグループに含まれない固定資産（油井、ガス井、移送設備、石油ガス採掘用機械・設備を含む）	22.5

68) 第289条第2項第2段落に以下の内容の第2副段落を追加する。

「集合住宅内の住戸および非住居スペースの所有者による、集合住宅共用資産の大規模修繕実施のための積立てを目的とした義務的支出。」

69) 第293条：

第1項に以下の内容の第7)号を追加する。

「7) カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い陸上によるガスプロジェクト開発を遂行する地下資源利用者。」

第1項第69号第4副段落は2023年1月1日から2028年12月31日まで効力を有する。

第4-3項第3段落に文言「、ならびに不良債権、罰金、科料に係る収入に関して」を追加する。
以下の内容の第4-4項を追加する。

「4-4. 本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を踏まえたうえで、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い陸上でのガスプロジェクト開発を遂行する地下資源利用者は、当該の契約に関しての国庫への納付対象となる法人所得税額の算定にあたり、本法典第302条に従い算定した法人所得税を100%減額する。」

70) 第305条第2項に以下の内容の第11)号を追加する。

「11) カザフスタン共和国憲法『国際金融センター【アスタナ】について』第6条第2項の条件に適合する納税者。」

71) 第317条に以下の内容の第1-1号を追加する。

「1-1. 支払主および統一納付金支払者における課税対象となる収入に関しては、個人所得税に係る計算、源泉徴収、払込み、ならびに税務申告書の提出は、本法典第89-1条に定めのある方法に則り税務代理人がこれを実施する。」

72) 第319条第2項：

第1)号の文言「当該の業務日の各々について、共和国予算関連法に定めがあり、かつ当該の支払いの計算日において有効である月次計算指数の0.35倍の額をもって」を、文言「集団契約、労働契約および（または）雇用主の文書に定めのある基準の範囲内において」に置き換える。
第23)号および第24)号を以下の文言とする。

「23) カザフスタン共和国の民法に則った貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）に係る債務の償還に伴う収入であって、元本、利息、手数料および違約金（罰金、科料）に係る収入を含み、かつ、貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）を発行した後、当該の者に以下の事態が発生した場合におけるもの。

法的効力を発した裁判所決定に基づき借主である自然人が行方不明者、責任能力欠如者、責任能力限定者として認定されるか、もしくは法的効力を発した裁判所決定に基づき借主の死亡が宣告された場合。

借主である自然人の障害等級1級または2級が確定した場合、ならびに借主である自然人が死亡した場合。

カザフスタン共和国法『強制社会保険について』に則り、稼ぎ手を失った場合、および妊娠・出産、新生児（幼児）の養子縁組（養女縁組）、1歳到達までの育児との関連で収入を失った場合における社会給付を受給している借主である自然人が、前記の給付以外のその他の収入を有していない場合。

借主である自然人および借主である自然人と共同で銀行（マイクロクレジット機関、抵当機関）に対する連帯責任または第二次責任を負う第三者が、徴収対象とすることが可能な金銭、有価証券、または収入を含む資産を有しておらず、当該の者の資産または収入を確認するために裁判所執行官がカザフスタン共和国の執行手続きおよび裁判所執行官の地位に関する法令に従い講じた措置の成果が得られなかった場合において、銀行（マイクロクレジット機関、抵当機関）に対する執行文書の取り下げに関する裁判所執行官の決定が発効した場合。

担保契約締結年月日において元本債務を完全に担保していた抵当権設定資産が裁判以外の方法による取引によって元本債務を下回る額で売却されたか、または抵当権設定資産が売却された後に、カザフスタン共和国法『不動産担保について』に則り、未返済の貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）の額をもって当該資産が質権者の所有下に移転された場合。

本号第1段落第5副段落および第6副段落の規定は、以下の貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）に係る債務の償還には適用しない。

銀行（抵当機関、マイクロクレジット機関）の職員、銀行（抵当機関、マイクロクレジット機関）の職員の夫（妻）、近親者、銀行（抵当機関、マイクロクレジット機関）の連携先に対する貸付。

請求権の譲渡および（または）債務の移転が行われた貸付。

24) 銀行（抵当機関、マイクロクレジット機関）が発行した貸付け（ローン、抵当ローン、住

宅ローン、マイクロクレジット)に係る債務の償還に伴いカザフスタン共和国の民法に則り、以下の形で発生した収入。

元本債務の免除。

利息、手数料、違約金(罰金、科料)に係る債務の免除。

銀行、個々の銀行取引を遂行する組織、ならびに回収業者によって、裁判所に提出される申立書から徴収される国家手数料が借主に支払われた結果、借主が取得した収入。」

第35)号を以下の文言とする。

「35) 銀行および(または)国家郵便オペレーターが、銀行および(または)国家郵便オペレーターの資金負担によって、非現金決済遂行時に自然人の口座に入金する額。」

以下の内容の第39-1)号を追加する。

「39-1) 本法典第22条第14項の定めに従い取得した報酬の額。」

73) [第331条](#) :

第1項 :

[第1項第73号は2022年1月1日より発効済みである。](#)

第1)号の文言「ガレージ、」を、文言「ガレージ、駐車スペース」に置き換える。

以下の内容の第2段落を追加する。

「本項第1段落第1)号、第2)号、第3)号に記載されている不動産に対する配偶者の一方の権利の相続にあたっての価値の上昇の算定を目的とする場合、前記の号に記載されている期間は、当該資産に対する夫妻の共同所有権が登録された日より算定する。」

第7項第2段落および第3段落を以下の文言とする。

「個人事業主ではない自然人が建築し、売主となっている建造物、建造物の一部の売却にあたっては、当該資産の売却価格(価額)と、当該建造物、建造物の一部の建築を目的として取得した土地区画の価額との間のプラスの差を、価値の上昇による収入とする。建造物の一部を売却する際の土地区画の価額は、売却される建造物の一部に比例するものとして算定する。

先に個人用住居から再建された建造物であって、企業活動に使用されていない建造物を売却する場合には、当該資産の売却価格(価額)と、当該資産を個人用住居として取得した際の価額との間のプラスの差を、価値の上昇による収入とする。」

第8項第1)号の文言「ユーラシア経済連合の、および」の後に、文言「関税およびリサイクル料、ならびに」を追加する。

[第1項第74号は2024年1月1日より発効する。](#)

74) [第332条](#) 第4項の文言「売却にあたっての自然人の収入」の後に、文言「デジタル資産、」を追加する。

75) [第341条](#) 第1項第45)号を以下の文言とする。

「45)カザフスタン共和国の法令が定める額において予算資金をもって給付される国による特定目的の社会支援、手当、補償、ならびにカザフスタン共和国の住宅関連法令に従い民間住宅ファンドにおける賃借住居費用の支払いを目的として予算から提供される助成金。」

76) [第348条](#) 第2項を以下の文言とする。

「2. 任意年金拠出金に係る税控除の適用に必要な証明書類は、任意年金拠出金の納付を証明する書類とする。」

77) [第358条](#) に以下の内容の第4項を追加する。

「4. 農産物生産者および農業協同組合向けの特別税制を適用する税務代理人は、算定した統一納付金の額を個人所得税および社会税に係る税務申告書に反映させる。」

[第1項第78号は2022年1月1日より2023年12月31日まで効力を有する。](#)

78) [第372条](#) :

第2項に以下の内容の第10)号を追加する。

「10. 鉄道輸送に関するカザフスタン共和国の法令に則った、旅客輸送における機関車牽引オペレーターによる暫定補償料の受領。」

第5項に以下の内容の第38)号を追加する。

「38) 鉄道輸送による旅客輸送時に際する幹線鉄道網サービスの、旅客、荷物、貨物、郵便物の輸送業務を遂行する鉄道輸送業者に対する国家インフラオペレーターによる無償提供であって、カザフスタン共和国の法令に従い、鉄道輸送による旅客輸送に際する規制対象となる幹線鉄道網サービス料金に対し暫定減算係数0を適用した場合を含むもの。」

79) [第379条](#) に以下の内容の第16項を追加する。

「16. 親銀行の不良資産および減損資産を取得した銀行の子会社の収支に先に受け入れられている抵当権設定資産を債務償還目的で分割払い条件において売却するにあたっての売却取引遂行年月日は、売買契約に基づく当該の支払いの受領期日到来日と当該の支払の受領日のうち、いずれか早い日とする。」

80) [第381条](#)第1項第2)号の文言「(知的財産の対象、無形資産の価額を除く)」の後に、「これには付加価値税を含まない」を追加する。

81) [第388条](#)：

タイトルを以下の文言とする。

「[第38条](#) 国際線運航、国際航空輸送を遂行する外国航空会社の航空機への燃料補給時における空港、グラウンドハンドリングサービス提供者による燃料・潤滑油販売に係る課税」

第1項：

第1段落の文言「材料、空港による」の後に、文言「、グラウンドハンドリングサービス提供者による」を追加する。

第2段落の文言「空港に対し適用する」の後に、「グラウンドハンドリングサービス提供者」を追加する。

第3号：

第1副段落の文言「材料、空港による」の後に、文言「、グラウンドハンドリングサービス提供者による」を追加する。

第1)号：

第1段落を以下の文言とする。

「1) 燃料・潤滑油の販売を盛り込み、かつ(または)含んでいる空港、グラウンドハンドリングサービス提供者と外国航空会社との間における契約一定期便運航時。

外国航空会社の申請および(または)空港、グラウンドハンドリングサービス提供者の契約(合意)一臨時便運航時。」

第4段落第2副段落：

文言「、使用を規制する」を、文言「使用に関する」に置き換える。

文言「業務」を、文言「業務の」に置き換える。

第2)号第5副段落を以下の文言とする：

「航空機の機長または外国航空会社の代表者、および給油を遂行する空港、グラウンドハンドリングサービス提供者のしかるべき部署の職員の署名。」

第3)号を以下の文言とする。

「3) 空港、グラウンドハンドリングサービス提供者が販売した燃料・潤滑油に対する支払いの事実を証明する書類。」

82) [第394条](#)第1段落：

[第1項第2号第2副段落～第6副段落は、2023年1月1日より2027年12月31日まで効力を有する。](#)

第48)号を以下の文言とする。

「48) 以下の条件が順守された場合における、輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品。

販売する法人が、輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品の製造者の認定代理店である。

輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品が、本条第1段落第38)号および第53)号に則り付加価値税なしで取得されたものである。

本号を適用する目的において、輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品の認定代理店とみなされるのは、輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品の製造者と締結した取引の枠組みの中で認定代理店に指定され、かつ、製造者から取得した輸送手段および(または)農業機械、生活器具および(または)家電製品の販売時に付加価値税免除を適用する認定代理店リストに含まれている法人とする。」

以下の内容の第51)号、第52)号、第53)号を追加する。

[第1項第2号第8副段落は2022年1月1日より発行済みである。](#)

「51) カザフスタン共和国の民法に従い基金の形態で創設された非営利組織による福祉支援の一環としての無償による商品、役務、サービス。

52) カザフスタン共和国領内で事業を遂行する宝飾品およびその他の製品の製造主体に対する、貴金属製造主体による精錬された金および(または)銀。

第10副段落、第11副段落、第12副段落は、2023年1月1日から2027年12月31日まで効力を有する。

53) 以下の条件が同時に順守された場合における、生活器具および（または）家電製品、ならびにその組付部品。

販売される生活器具および（または）家電製品、ならびにその組付部品の構成に、先に輸入された原料および（または）材料、ならびにそれらの組付部品であって、本法典第399条第3項または第451条第5項に従い付加価値税を免除されているものが含まれている。

生活器具および（または）家電製品、ならびにその組付部品が、国による産業促進分野における管轄機関が国家計画立案に係る中央管轄機関および管轄機関との調整合意のもとに承認した、販売時に付加価値税を免除される生活器具および（または）家電製品、ならびにその組付部品のリストに含まれている。」

83) **第395条**第1段落第6副段落の文言「、使用を規制する」を、文言「使用に関する」に置き換える。

84) **第399条**第1項第1段落に以下の内容の第19)号、第20)号、第21)号を追加する。

「19) 未精製の甘蔗糖。

20) 以下の条件が同時に満たされる場合における、農薬製造用化学物質（原料）。

前記の商品の製造がカザフスタン共和国領内では行われていないか、もしくはカザフスタン共和国の需要をカバーできていない。

輸入した商品が、国による産業活動支援分野における管轄機関が管轄機関、税制政策分野の管轄機関、および農産物発展分野における管轄機関との調整合意のもとに承認したリストに含まれている。

輸入した商品が農薬の製造のみを用途としており、先々の販売を目的としたものではない。

カザフスタン共和国領内における国内消費商品の商品の生産日より3年以内に本号が定める要件への違反があった場合、輸入商品に対する付加価値税は、ユーラシア経済連合の関税関連法令および（または）カザフスタン共和国の関税関連法令に定めのある方法および額をもって輸入商品に対する付加価値税の納付を目的として定められた期日以降の罰金を加えたうえで納付しなければならない。

第1項第84号第8副段落および第9副段落は、2023年1月1日から2025年12月31日まで効力を有する。

21) 非国営の美術館が輸入する芸術品。

本号に記載されている芸術品のリストは、文化分野における管轄機関が国家計画立案に係る中央管轄機関との調整合意のもとにこれを承認する。」

第1項第85号は2022年1月1日から2023年12月31日まで効力を有する。

85) **第400条**：

第6項に文言「、ただし、本条第8号に定めのある場合はこの限りではない」を追加する。

以下の内容の第8項を追加する。

「8. 鉄道輸送による旅客輸送に際する幹線鉄道網サービスの、旅客、荷物、貨物、郵便物の輸送業務を遂行する鉄道輸送業者に対する無償提供を目的として国家インフラオペレーターが使用したか、もしくは使用する予定の商品、役務、サービスに係る付加価値税の額は、カザフスタン共和国の法令に従い鉄道輸送による旅客輸送に際する規制対象となる幹線鉄道網サービス料金に対し暫定減算係数0を適用した場合も含め、本条第1項に定めのある条件の順守を条件として相殺の対象とする。」

86) **第402条**第1項第3)号：

第5副段落を以下の文言とする。

「インボイスが本法典第412条第1項の要件に違反して紙媒体で発行されているもの。ただし、本法典第412条第2項第1)号に定めのある場合はこの限りではない。」

以下の内容の第6副段落を追加する。

「インボイスが本法典第412条第2項第2)号、および第2-1項に従い紙媒体で発行されており、電子インボイス情報システムに登録されていない。」

87) **第404条**：

第1項第87号第2副段落は2022年1月1日より発効済みである。

第2項第2)号第2段落第1副段落および第3段落第1副段落の文言「中小企業主体による」を削除する。

第4項を以下の文言とする。

「4. 本条第2項第1)号、第2)号、第3)号、第4)号、第5)号、および第3項に定めのある場合、相殺

対象となる付加価値税額の修正は、当該の事態が発生した課税期間においてこれを実施する。

本条第2項第6)号に定めのある場合、相殺対象となる付加価値税額の修正は、本法典第401条第5項に定めのある課税期間においてこれを実施する。」

88) [第410条](#) 第3項に以下の内容の第2段落を追加する。

「相殺対象とすることを許可されない付加価値税は、本法典第243条第9項の目的においては算入しない。」

89) [第411条](#) 第1項第1段落第2)号：

第1副段落第1文に文言「または商業漁業」を追加する。

以下の内容の第17副段落、第18副段落、第19副段落を追加する。

「イーストの生産。

チョコレート、砂糖菓子、クッキーおよび長期保存粉菓子の生産であって、農産業発展分野における管轄機関が定める方法に則り納税者が協定を締結した場合。

砂糖の生産。」

90) [第412条](#)：

第1項第1段落に以下の内容の第10)号および第11)号を追加する。

「10) カザフスタン共和国の技術規制関連法令が定める適合証明業務の遂行を目的として、所定の方法に則り認定を取得している法人。

11) 通関代理人、保税運送業者、一時保管倉庫所有者、保税倉庫所有者、ならびにユーラシア経済連合の税関関連法令および（または）カザフスタン共和国の税関関連法令に則った認定経済事業者である納税者。」

以下の内容の第2-1項を追加する。

「2-1. 本法典第120-条に従い電子インボイス情報システムにおける電子インボイスの発行が制限されている場合、インボイスは紙媒体で発行する。

ただし、紙媒体で発行されたインボイスは、本法典第120-1条に従い電子インボイス情報システムにおける電子形式でのインボイス発行に係る制限が解除された日より15暦日以内に電子インボイス情報システムに登録しなければならない。」

第7項第2段落第1)号を以下の文言とする。

1) カザフスタン共和国大統領が承認した生産物分与協定（契約）、地下資源利用契約の一環として締結（遂行）された取引（オペレーション）に関して。」

第14項：

第1段落を以下の文言とする。

「14. 本条第13条第1段落第1)号第2)号、および第3段落に定めのある場合、商品、役務、サービスの取得者は、供給業者が販売取引を遂行した日より180暦日間にわたり、当該の商品、役務、サービスの供給業者に対しインボイスの発行を要求する権利を有し、供給業者は本条の規定を考慮したうえで当該の要求を履行する義務を負うものとし、これには、商品、役務、サービスの取得者に関する情報に、代理人を介して商品、役務、サービスの取得を行う法人、または商品、役務、サービスを取得する個人事業主の詳細情報を記載する場合に関するものも含めるものとする。」

第2段落の文言「権利を有する」の後に、文言「供給業者が販売取引を遂行した日より180暦日間にわたり」を追加する。

第3段落の文言「本法典第413条第2項に定めのある期間にわたり」を、文言「供給業者が販売取引を遂行した日より180暦日間にわたり」に置き換える。

以下の内容の第4段落を追加する。

「本項の規定に則ったインボイスの発行は、商品、役務、サービスが販売された現地で実施する。」

91) [第413条](#) 第2項を以下の文言とする。

「2. 本法典第412条第14項の要件の履行を目的として、インボイスの発行は、取引遂行日または取引遂行日の後195暦日以内に実施する。」

92) [第424条](#) 第4項に以下の内容の第2段落を追加する。

「本項の規定は、本法典第85条第4項第4)号、ならびに第6)号第8副段落および第9副段落に記載されている者には適用しない。」

93) [第431条](#) 第2項第1段落第3副段落を以下の文言とする。

「その他の場合－75日業務日にわたって。」

94) [第434条](#)第2項第11段落：

第4副段落を以下の文言とする。

「自家製加工商品の製造者である納税者の場合。」

以下の内容の第5副段落および第6副段落を追加する。

「本法典第429条第2項の条件に適合する場合—報告対象課税期間に発生した付加価値税超過額の50%以内の額。

本法典第429条第3項の条件に適合する場合—ゼロ税率が賦課される販売取引に使用した商品（役務、サービス）に係る相殺対象とした付加価値税額の50%以内の額であって、ただし、報告対象課税期間に発生した付加価値税超過額の50%以内の額。」

95) [第440条](#)第5項に以下の内容の第5段落を追加する。

「一時的に輸入した商品が輸入日より2年を越えてカザフスタン共和国領内に置かれる場合、当該商品の輸入は課税輸入とみなされ、当該商品を会計上認識した日より、本法典に定めのある方法および額をもって輸入商品に係る付加価値税の賦課対象となる。」

96) [第453条](#)第6項を以下の文言とする。

「6. ユーラシア経済連合加盟国の領内からカザフスタン共和国領内へと輸入した商品を輸入業者が一つの課税期間内に販売する場合、電子インボイスは課税期間の翌月の20日までに発行する。

それ以外の場合、ユーラシア経済連合加盟国の領内からカザフスタン共和国領内へと輸入した商品を輸入業者が販売する場合におけるインボイスは、本法典第47章に定めのある期日中に発行する。

[第1項第97号は2024年1月1日より発効する。](#)

97) [第463条](#)第4項第1)号の表：

第1行の文言「医薬品」を削除する。

第3行を以下の文言とする。

「

3.	2208～	非変性エチルアルコール、アルコールチンキおよびアルコール濃度80%未満のその他のアルコール飲料（アルコール製品の生産用として販売されるか、もしくは使用される非変性エチルアルコール、所定の割当枠の範囲内で国家医療機関に引き渡される非変性エチルアルコールを除く）、エチルアルコールおよび任意の濃度のその他の非変性アルコール（国内消費用の〔無色、着色〕燃料用非変性エチルアルコール〔エタノール〕を除く）	2,550テンゲ／100%アルコール1リットル
----	-------	--	-------------------------

」

以下の内容の第3-1行を追加する。

「

3-1.	2208～	医薬品用として販売されるか、もしくは使用される非変性エチルアルコール	600テンゲ／100%アルコール1リットル
------	-------	------------------------------------	-----------------------

」

第8行を以下の文言とする。

「

8.	2208～	コニャック、ブランデー	1,000テンゲ／100%アルコール1リットル
----	-------	-------------	-------------------------

」

[第1項第98号は2024年1月1日より発効する。](#)

98) [第464条](#)第3項第2)号および第5)号を以下の文言とする。

「2) エチルアルコールおよびアルコール製品の製造および流通に対する監督に係る管轄国家機関が定める割当枠の範囲内において、所定の方法に則り自らの事業の開始を通知した国家保健機関に引き渡されるエチルアルコール。

5) 欠陥、損失、損傷を理由に流通から除外された識別ツールであって、除却・廃止証明書に基づき税務当局が認めたもの。」

99) [第484条](#)第3項第3)号の文言「第53)号」を、文言「第50)号」に置き換える。

100) [第494条](#)：

第3項を削除する。

第4項を以下の文言とする。

「4. 自然人による納税は、報告対象課税期間の翌年の4月1日までに居住地の予算に対し行うものとする。」

第1項第101号は2024年1月1日より発効する。

101) 第505条の表を以下の文言とする。

「

番号	居住地点カテゴリー	付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地を除く、居住地点の土地に係る標準税率（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトイ	28.95
2.	シムケント	9.17
3.	アスタナ	19.30
4.	アクタウ	9.65
5.	アクトベ	6.75
6.	アティラウ	8.20
7.	ジェスカスガン	8.20
8.	コクシェタウ	5.79
9.	カラガンダ	9.65
10.	コナエフ	9.17
11.	コスタナイ	6.27
12.	クジルオルダ	8.68
13.	ウラルスク	5.79
14.	ウスチ・カメノゴルスク	9.65
15.	パヴロダル	9.65
16.	ペトロパヴロフスク	5.79
17.	セメイ	8.68
18.	タルディコルガン	9.17
19.	タラズ	9.17
20.	トゥルケスタン	7.79
21.	アルマトイ州：	
22.	州直轄都市	6.75
23.	地区直轄都市	5.79
24.	アクモラ州：	
25.	州直轄都市	5.79
26.	地区直轄都市	5.02
27.	その他の州直轄都市	州都に対して定められている税率の85%
28.	その他の地区直轄都市	州都に対して定められている税率の75%
29.	都市型小居住区	0.96
30.	村落	0.48

」

102) 第517条第3項第1段落に以下の内容の第5)号を追加する。

「5) 本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を考慮したうえでの契約業務の枠組みにおける、複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者。」

103) 第518条第4項を以下の文言とする。

「4. 本項に別段の定めがない限り、国際財務報告基準および（または）カザフスタン共和国の会計および財務報告関連の法令の要件に適合するファイナンスリースとして引き渡された物件に係る税の納税者は貸主とする。」

ファイナンスリースとして引渡された物件に係る税の納税者は借主とする。

104) [第519条](#)第1項に以下の内容の第7)号を追加する。

7) 技術規制分野における管轄機関が定める分類に則った建造物および営造物に属する建造物および営造物、当該の建造物および営造物の一部であって、ファイナンスリースとして引渡され、国際財務報告基準および（または）カザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い売掛金として計上されているもの。」

105) [第520条](#)第2項および第4項を以下の文言とする。

「2. 本法典第519条第1項第2)号および第7)号に記載されている個人事業主および法人の課税対象に関しては、国際財務報告基準および（または）カザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算定した長期売掛金を含む売掛金の年平均額をもって課税基盤を設定する。」

「4. 国際財務報告基準および（または）カザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算定した長期売掛金を含む売掛金の年平均額は、当期課税期間の各月の1日と、報告対象課税期間の翌月の1日における長期売掛金を含む売掛金額を足して得られた額の13分の1として算定する。」

106) [第521条](#)第3項第9)号の文言「ヌルスルタン」を、文言「アスタナ」に置き換える。

[第1項第107号は2024年1月1日より発効する。](#)

107) [第529条](#)第2項の表を以下の文言とする。

「

No.	居住地点カテゴリー	標準価格 (テンゲ)
1	2	3
	市:	
1.	アルマトィ	60,000
2.	シムケント	60,000
3.	アスタナ	60,000
4.	アクタウ	36,000
5.	アクトベ	36,000
6.	アティラウ	36,000
7.	ジェスカスガン	36,000
8.	コクシェタウ	36,000
9.	カラガンダ	36,000
10.	コナエフ	36,000
11.	コスタナイ	36,000
12.	クジルオルダ	36,000
13.	ウラルスク	36,000
14.	ウスチ・カメノゴルスク	36,000
15.	パヴロダル	36,000
16.	ペトロパヴロフスク	36,000
17.	セメイ	36,000
18.	タルディコルガン	36,000
19.	タラズ	36,000
20.	トゥルケスタン	36,000
21.	州直轄都市	12,000
22.	地区直轄都市	6,000
23.	都市型小居住区	4,200
24.	村落	2,700

」

[第1項第108号は2024年1月1日より発効する。](#)

108) [第531条](#)第2項の表を以下の文言とする。

「

No.	居住地点カテゴリー	付属する構造物および営造物を含
-----	-----------	-----------------

		む住宅ファンドが占める土地に係る標準税率（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトィ	0.96
2.	シムケント	0.58
3.	アスタナ	0.96
4.	アクタウ	0.58
5.	アクトベ	0.58
6.	アティラウ	0.58
7.	ジェスカスガン	0.58
8.	コクシェタウ	0.58
9.	カラガンダ	0.58
10.	コナエフ	0.58
11.	コスタナイ	0.58
12.	クジルオルダ	0.58
13.	ウラルスク	0.58
14.	ウスチ・カメノゴルスク	0.58
15.	パヴロダル	0.58
16.	ペトロパヴロフスク	0.58
17.	セメイ	0.58
18.	タルディコルガン	0.58
19.	タラズ	0.58
20.	トゥルケスタン	0.39
21.	アルマトィ州：	
22.	州直轄都市	0.39
23.	地区直轄都市	0.39
24.	アクモラ州：	
25.	州直轄都市	0.39
26.	地区直轄都市	0.39
27.	その他の州直轄都市	0.39
28.	その他の地区直轄都市	0.19
29.	都市型小居住区	0.13
30.	村落	0.09

」

第1項第109号は2023年7月1日より発効する。

109) 第550条：

第2項：

第1副段落を以下の文言とする。

「2. 本章の目的においては、登録行為とは、カザフスタン共和国の法令に定めのある方法に則った、管轄国家機関による以下の行為の遂行をいう。」

第3)号を以下の文言とする。

「3) 不動産担保および船舶抵当の国家登録。」

第3項：

第1副段落を以下の文言とする。

「3. 手数料は、管轄国家機関、税務当局、地方執行機関が、カザフスタン共和国の法令が定める方法に則り以下の書類またはその副本を交付する際に徴収する。」

第5)号を削除する。

第4項の文言「および民間航空領域における管轄機関」を削除する。

第5項の文言「および民間航空領域における管轄機関」を削除する。

第1項第110号は2023年7月1日より発効する。

110) [第552条](#)第1項の文言「、地方執行機関および民間航空領域における管轄機関」を、文言「および地方執行機関」に置き換える。

[第1項第111号は2023年7月1日より発効する。](#)

111) [第553条](#)：

第3項の表第17行、第17.1行、第17.2行を以下の文言とする。

「

17.	動産担保および船舶抵当の国家登録	
17.1.	動産担保および船舶抵当の登録、ならびに登録済み担保の変更、追加、解除	

」

17.2.	動産担保および船舶抵当の国家登録を証明する書類の副本の交付**	0.5
-------	---------------------------------	-----

第4項の表第1.5行、第2.5行、第3.5行を削除する。

112) [第554条](#)：

[第1項第112号第2副段落～第6副段落は2024年1月1日より発効する。](#)

第4項の表：

以下の内容の第1.85行を追加する。

「

1.85.	保健分野における消毒、害虫駆除、ネズミ駆除に係るサービスの提供	10
-------	---------------------------------	----

第2.1行、第2.2行を以下の文言とする。

「

2.1.	第1.51項～第1.53.1項、第1.55項～第1.59項、第1.79項～第1.80項に記載されている業種を除くあらゆる業種	本表第1項に定めのあるしかるべき料率の100%
2.2.	第1.51項～第1.53.1項、第1.55項～第1.59項に記載されている業種	本表第1項に定めのあるしかるべき料率の10%

[第1項第112号第7副段落は2023年7月1日より発効する。](#)

第7項を削除する。

113) [第558条](#)第1項を以下の文言とする。

「1. 料金の支払者は課税対象の所在地において、毎年、当該年の3月25日、6月25日、9月25日、12月25日までに料金総額を均等に分割して納付する。」

[第1項第114号は2024年1月1日より発効する。](#)

114) [第582条](#)の表第1行、第1.1行、第1.3行、第1.7.1行、第1.8.1行を以下の文言とする。

「

1.	商業目的、学術目的、再生目的において	
1.1.	チョウザメ科（ブルーガ、オショートル、セヴルーガ、ステルリヤージ、シップ、シベリアオショートル、シルダリヤチョウザメ）	0.064

」

1.3.	サケ科（ニジマス、コクチマス、カワヒメマス、カスピマス、アラルトラウト、アムールイトウ、ネルマ、ペロリビツァ）	0.017
------	---	-------

「

1.7.1.	ソウギョ、コイ科、コイ、アスプ、ヴォルガサンダー、ナマズ、カワメンタイ、ハクレン、ノーザンパイク、カムルチー、パイクピーチ、クトウム、パイク・アスプ（リュサチ）、アラル・バーベル、トルキスタン・バーベル	0.013
--------	---	-------

」

1.8.1.	ブリーム、ローチ、チャブ、バーベル、カスピアン・シェマヤ、オスマン、オルフェ、フナ、パーチ、テンチ、デイス、トルキスタン・デイス、ラッド、シルバークリーム、ヘミカルター、ホワイトアイブリーム、アブラミス・バレルス、シセル、バッファロー、シゾトラシン、イリ・シゾトラシン（イリ個体群）、Capoetobrama kuschakewitschi、バルハシパーチ（バルハシ=イリ・パーチ）、Cottus gobio jaxartensis、Alosa volgensis	0.004
--------	--	-------

第1項第115号は2024年1月1日より発効する。

115) 第591条第1項を以下の文言とする。

「1. 共和国直轄特別保護自然区の利用料率は、以下の計算をもって算定する。

特別保護自然区における滞在日数1日当たり、

歩行者－0.1月次計算指数（MCI）

オートバイ、モーター付自転車、四輪バイク－0.2MCI

乗用車－0.3MCI

16シート未満のマイクロバスおよび貨物自動車－1.0MCI

32シート未満のバス－2.0MCI

32シート以上のバス－3.0MCI

MCI－共和国予算関連法によって定められ、特別保護自然区を利用する必要性が生じたしかるべき会計年度の1月1日時点において効力を有している月次計算指数。」

第1項第116号は2024年1月1日より発効する。

116) 第605条：

第3項の表第8.1行および第8.2行を以下の文言とする。

8.1.	20m ² 未満	20	14	6
8.2.	20m ² 以上	30	24	16

備考を以下の文言とする。

「備考－屋外（ビジュアル）広告配置面とは、画像、映像、カザフ語およびロシア語のニュースティッカーを含め、配置する屋外（ビジュアル）広告の数の如何によらず、屋外（ビジュアル）広告配置面の配置場所および面積に基づく屋外（ビジュアル）広告物の面とする。」

第1項第117号は2024年1月1日より発効する。

117) 第606-2条を以下の文言とする。

「第606-2条 料金支払者

本条の目的においては、以下の者を料金支払者とする。

カザフスタン共和国領内でデジタルマイニングを遂行する者。

デジタルマイニング事業を遂行する者に対する、演算処理およびデータ処理実行用総合コンピューティングインフラ供給サービスを提供する者。」

118) 第606-4条を以下の文言とする。

「第606-4条 課税期間および税務申告書

1. 料金計算目的における課税期間は四半期とする。

2. 申告書は四半期ごとに、納税者の所在地の税務当局に対し、報告対象四半期の翌々月15日までに提出する。」

119) 第606-5条：

第2項の文言「月の20日」を、文言「2カ月目の25日」に置き換える。

以下の内容の第3項を追加する。

「3. 料金総額は、納税者の所在地の予算に納付する。」

120) 第609条第1項：

第1項第120号は2024年1月1日より発効する。

第1)号の文言「提出された」の後に、文言「カザフスタン共和国憲法裁判所への市民の申し立て」を追加する。

第17)号を以下の文言とする。

「17) 国家登録ナンバープレート（副本）の交付に対してであるが、ただし、カザフスタン共和国の国家登録ナンバープレート登録に係る法令により定められている保管期間を超過しない

期間にわたり保管されていた自動車に対する国家登録ナンバープレートはこの限りではない。」
第1項第121号は2024年1月1日より発効する。

121) 第610条 :

タイトルの文言「手数料」の後に、文言「カザフスタン共和国憲法裁判所および」を追加する。
以下の内容の第1-1項を追加する。

「1-1. カザフスタン共和国憲法裁判所に提出された市民の申し立てからは、IMCIの国家手数料を徴収する。」

122) 第616条 :

タイトルの文言「手数料」の後に、文言「カザフスタン共和国憲法裁判所および」の文言を追加する。

以下の内容の第3段落を追加する。

「ソビエト連邦英雄、社会主義労働英雄である自然人、3等栄誉勲章および3等労働栄誉勲章、「黄金の鷲」勲章、「祖国」勲章、「人民英雄」称号、「カザフスタン労働英雄」称号を授与された者、「母親英雄」の称号や「金メダル」、「銀メダル」を授与された子どもの多い母親、大祖国戦争の退役軍人、大祖国戦争の退役軍人と特典の面で同等とされる退役軍人、他国領内での戦闘行為の退役軍人、大祖国戦争の時代における後方での自己犠牲的労働および卓越した軍務に対する旧ソビエト連邦の勲章・メダルを授与された者、1941年6月22日から1945年5月9日までの間に6か月以上勤務（服務）した者で、大祖国戦争の時代における後方での自己犠牲的労働および卓越した軍務に対する旧ソビエト連邦の勲章・メダルを授与されていない者、身障者、ならびに幼少期に障害を負った者および障害児の両親の一方は、カザフスタン共和国憲法裁判所における国家手数料の納付を免除される。」

123) 第621条第1)号第5副段落および第2)号第3副段落の文言「憲法評議会」を、文言「憲法裁判所」に置き換える。

第1項第124号は2024年1月1日より発効する。

124) 第623条第1項第1)号に以下の内容の第2副段落を追加する。

「カザフスタン共和国憲法裁判所の審議対象となる市民の申し立てに関して一申し立ての提出前に。」

125) 第628条第5)号第4副段落および第6)号第4副段落の文言「憲法評議会」を、文言「憲法裁判所」に置き換える。

126) 第631条 :

第1項 :

第1)号に以下の内容の第2段落を追加する。

「カザフスタン共和国法『汚職防止について』に則って、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における口座（預金）の開設および運用、およびカザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における現金および財の保管に係る汚職対策目的での制限を設けている者は、資産および負債に関する申告書に、銀行預金額の如何にかかわらず、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における資金の有無に関する情報を反映させる。」

以下の内容の第2)号第4副段落を追加する。

「有価証券、金融派生商品（原資産の取得または売却によって実現される金融派生商品を除く）、デジタル資産。」

第4項第1段落の文言「価値がある場合には」の後に、文言「報告対象である課税期間の12月31日現在において」を追加する。

127) 第632条第1項第2段落第2副段落を以下の文言とする。

「カザフスタン共和国憲法法『カザフスタン共和国における選挙について』およびカザフスタン共和国法『汚職防止について』に則った、公職、国家公務員、または国家機能もしくはそれと同等の機能の遂行に関連する職位の候補者、およびこれらの者の配偶者。」

128) 第634条第2項 :

第5)項に以下の内容の第2段落を追加する。

「ただし、カザフスタン共和国法『汚職防止について』に則って、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における口座（預金）の開設および運用、およびカザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における現金および財の保管に係る汚職対策目的での制限を設けている者は、収入および財産に関する申告書に、銀行預金額の如何にかかわらず、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における資金の有無に関する情報を反映させる。」

第6)号第3副段落を以下の文言とする。

「発行者がカザフスタン共和国領外で登記されている有価証券、デジタル資産。」

129) [第644条](#)第1項第1段落：

第5)号第1副段落を以下の文言とする。

「5) 受領した前受金（前払金）に係る負債としての、外国で登記している者の収入であって、本段落第5-1)号に則り課税されない収入であるが、ただし、以下の条件のうち1つが満たされる場合。」

以下の内容の第5-1)号および第26-1)号を追加する。

「5-1) 受領した前受金（前払金）に係る負債としての、外国で登記している者の収入であって、以下の条件が同時に満たされる場合。

非レジデントの国家との間で、二重課税回避に関する国際条約が締結されていない。

条約（契約）期間が2年を超えるものである。」

「26-1) 年金保険契約に基づき遂行される、非レジデントである自然人に対する保険給付。」

[第1項第130号は2023年2月21日より発効済みである。](#)

130) [第645条](#)第6項に以下の第6)号を追加する。

「6) 本法典第644条第1項第1段落第6)号に記載されている収入を、税務当局に納税者として登録していない非レジデントである法人に対して支払ったレジデントである自然人。

この際、本法典第644条第1項第1段落第6)号に記載されている収入を支払ったレジデントである自然人は、本号第1段落を実現する目的において税務代理人とみなされるが、ただし、有価証券取引が証券取引所で遂行された場合はこの限りではない。

非レジデントである法人の収入に係る支払元における法人所得税の計算、源泉徴収、および予算への払込みは、本法典第650条に定めのある方法に則りこれを実施する。」

131) [第655条](#)第3項に以下の内容の第6副段落を追加する。

「年金保険契約に基づき遂行される、非レジデントである自然人に対する保険給付。」

132) [第667条](#)第1項に以下の内容の第3段落および第4段落を追加する。

「ただし、多国間国際条約によって改正が加えられた国際条約をカザフスタン共和国が締結している相手国のレジデントである関連当事者としての非レジデントに対し配当金、報酬、および（または）ロイヤリティの形をもって収入を支払う場合、以下の条件が同時に満たされるのであれば、税務代理人は本項第1項の規定を適用する権利を有する。

当該の収入が、非レジデントがレジデントととなっている外国国家における非レジデントの課税所得に含まれるものであり、かつ、課税所得からの当該収入の除外および（または）報告期間における当該収入の総額に係る課税所得額の減額（修正）に対する権利、および（または）報告期間および（または）その後の期間において当該の課税所得から納付された税の還付に係る権利を得ることなく課税されるものである。

非レジデントがレジデントととなっている外国国家において課税時に適用される名目税率が、報告期間においては15%以上である。

本項第3段落の目的においては、外国国家の税関連法令に定めのある税率を名目税率とする。」

133) [第679条](#)第8項に以下の内容の第2-1)号を追加する。

「2-1) 専用モバイルアプリを使用した特別税制への移行を行う者の場合—適用税制に関する通知における、専用モバイルアプリを使用した特別税制選択年月日。」

134) [第683条](#)第2項第3)号：

第14副段落を以下の文言とする。

「カザフスタン共和国の商業活動規制に関する法令に従い商業市場、およびカテゴリー1、2、3の常設商業施設に分類される商業施設、ならびにこれらの領域内に位置する商業地点、商業施設、公共外食施設の転貸。」

第15副段落を削除する。

第16副段落を以下の文言とする。

「ホテル1棟、またはホテルサービスを提供する非居住用建建造物における、ホテルサービス提供領域における2人以上の納税者による活動。」

[第1項第135号は2022年1月1日より発効済みである。](#)

135) [第684条](#)第1項第1段落を以下の文言とする。

「1. 特許に基づく特別税制、定額控除を使用した特別税制、または専用モバイルアプリを使用した特別税制の課税期間は暦年とする。」

136) [第686-1条](#) :

第2項を以下の文言とする。

「2. 専用モバイルアプリでは、専用モバイルアプリを使用するか、もしくは簡易申告に基づく特別税制を適用しており、付加価値税納税者ではないが、役務、サービスの買い手（顧客）、受領者である個人事業主との間の決済遂行の事実を証明する書類として、専用モバイルアプリの伝票を作成する。」

第3項 :

第5)号、第6)号、第7)号、第8)号、第9)号を以下の文言とする。

「5) 販売される商品カテゴリー、遂行された役務、提供されたサービスの対価支払日時。

6) 販売される商品カテゴリー、遂行された役務、提供されたサービス（測定単位ごと）の価格。

7) 販売される商品カテゴリー、遂行された役務、提供したサービスの名称。

8) 販売される商品カテゴリー、遂行された役務、提供されたサービスの量（それらの測定単位をもって）。

9) 販売される商品カテゴリー、遂行された役務、提供されたサービスの総額。」

以下の内容の第2段落を追加する。

「本項の目的においては、機能用途別に統合された商品グループを商品カテゴリーとする。」

第4項第1段落を以下の文言とする。

「4. 専用モバイルアプリを使用するか、もしくは簡易申告に基づく特別税制を適用している個人事業主は、第2層銀行または個々の種類の銀行取引を遂行する組織、電子プラットフォームオペレーターに対し、専用モバイルアプリの使用時に、専用モバイルアプリの伝票を作成する権限を付与する権利を有する。」

第8項を以下の文言とする。

「8. 簡易申告に基づく特別税制を適用している個人事業主は、専用モバイルアプリの伝票の作成および発行、個人所得税および社会保険料の計算、およびその納付、簡易申告書提出の提出に係る納税義務の履行を目的として、専用モバイルアプリを使用することができる。」

137) [第688条](#) :

第2項第2段落の文言「、カザフスタン共和国法『強制社会保険について』に則り算定された」を、文言「カザフスタン共和国法『強制社会保険について』または本法典第89-1章に則り算定された社会保険料が統一納付金に占める割合に相当する社会保険料の額」に置き換える。

第3項の文言「および社会保険料」を、文言「社会保険料および（または）統一納付金」に置き換える。

138) [第689条](#) :

タイトルの文言「および社会保険料」を、文言「、社会保険料および統一納付金」に置き換える。

第1段落の文言「および（または）本法典第89-1章に定めのある方法に則り」を追加する。

第2段落の文言「および社会保険料」を、文言「、社会保険料および統一納付金」に置き換える。

139) [第700条](#) 第3項に以下の内容の第2段落および第3段落を追加する。

「支払元における課税の対象となる個人所得税の算定および納付、ならびに統一納付金に含まれる額を除く社会保険料の払い込みは、当該の特別税制を適用している個人事業主が一般的な方法に則りこれを実施する。

統一納付金の算定および納付は、本法典第89-1章に定めのある方法に則りこれを実施する。」

140) [第702条](#) 第2項を以下の文言とする。

「2. 農業経営体または農民経営体（フェルメル）に対する特別税制を適用する目的においては、私有財産権および（または）土地利用権（二次的土地利用権を含む）に基づく農業用土地区画の総面積は以下に定めのある最大土地区画面積の寸法を上回ってはならない。

1地域エリアー5,000ha

2地域エリアー3,500ha

3地域エリアー1,500ha

4地域エリアー500ha。

本条の目的においては、以下の土地区画分類を適用する。

1地域エリア：アルマトィ州、アクトベ州、アティラウ州、ジャンプール州、クジルオルダ州、マンギスタウ州、テュルクスタン州、ジェティス州、アルマトィ市、シムケント市における土

壤・気候条件が砂漠、半砂漠、丘陵砂漠ステップである地域の土地に位置する放牧地。

2地域エリア：アクモラ州、東カザフスタン州、西カザフスタン州、カラガンダ州、コスタナイ州、パヴロダル州、北カザフスタン州、ウルタウ州、アバイ州、アスタナ市、アクトベ州における1地域エリアの土地を除く土地。

3地域エリア：アティラウ州、マンギスタウ州における灌漑用地を含む土地であるが、ただし、1地域エリアの土地は含まない。

4地域エリア：アルマトィ州、ジャンプール州、クジルオルダ州、テュルケスタン州、ジェティイ州、アルマトィ市、シムケント市における灌漑用地を含む土地であるが、ただし、1地域エリアの土地は含まない。」

141) [第705条](#)第2項に文言「もしくは本法典第89-1章に定めのある方法に則り」を追加する。

142) [第707条](#)第1項の文言「および社会保険料」を、文言「、社会保険料および（または）一括納付金」に置き換える。

143) [第708条](#)：

第1項第2段落を以下の文言とする。

「特別経済区ごとにおける特別経済区の創設目的に適合する優先的業種のリスト、および同リストの作成規則は、カザフスタン共和国政府がこれを決定する。」

第2項第2段落を以下の文言とする。

「本項第1段落の規定の適用を目的として、カザフスタン共和国政府は特別経済区『イノベーションテクノパーク』の創設目的に適合する優先的業種であって、前記の特別経済区の域外での遂行が可能となる優先的業種のリストを個別に決定する。」

第3項第2段落を以下の文言とする。

「境界がユーラシア経済連合の関税境界の区画と完全に、もしくは部分的に合致する特別経済区の創設目的に適合する優先的業種のリストは、カザフスタン共和国政府がこれを決定する。」

144) [第712-1条](#)第1項第2)号および第3)号を以下の文言とする。

「2) 投資契約に盛り込まれている業種に関する投資プロジェクトを実現している。

3) 以下を遂行する者ではない。

麻薬、向精神薬および前駆物質の流通に関連する事業。

物品税対象製品の製造および（または）卸売り。

宝くじの実施。

賭博領域の事業。

放射線物質の流通に関連する事業。

銀行事業（または個々の銀行取引）および保険市場における事業（ただし保険代理人の業務は除く）。

監査事業。

有価証券市場における専門事業。

デジタルマイニング領域における事業。

信用調査機関の事業。

保安事業。

民生用および業務用の武器およびその弾薬の流通に関連する事業。

金探掘者の事業を含む地下資源利用領域における事業。

トレーダーの事業、石炭・石油販売事業を含む有用鉱物の販売。」

145) [第712-4条](#)第1項第2)号および第3)号を以下の文言とする。

2) 炭化水素有用鉱物を採掘する地下資源利用者および石油製品生産者を除く商品生産者である。本章の目的においては、投資義務契約締結申請書の提出年の前年における年間総収入の70%以上が自社製商品の販売か、もしくは当該の者が採掘した有用鉱物および（または）当該の者が有用鉱物を加工した結果得られた製品の販売から得られた収入である法人を商品生産者とする。

3) カザフスタン共和国企業法典に則った大規模または中規模企業活動主体である。」

146) [第713条](#)第1段落第3副段落を以下の文言とする。

「地下資源利用代替税の納税者である地下資源利用者。」

147) [第720条](#)第5項を以下の文言とする。

「5. カスピ海カザフスタン領に完全に位置する（複数か位置する）地下資源鉱区（複数の地下資源鉱区）、および（または）採掘権または採掘権がない場合における炭化水素の採掘または採掘に係る契約に記載されている炭化水素貯留層最上部の深さが4,500m以下であり、かつ採掘

権または採掘権がない場合における炭化水素の採掘または探鉱・採掘に係る契約に記載されている炭化水素貯留層の最深部の深さが5,000m以下である地下資源鉱区における炭化水素の採掘または探鉱・採掘に係る契約に基づく納税義務の履行は、歴史的原価補償金、鉱物採掘税および超過利潤税に代えて地下資源利用代替税の計算および納付をもって遂行することが可能である。」

148) [第721条](#)第1項の数字「722」の後に、文言「および第722-1条」を追加する。

149) 以下の内容の[第722-1条](#)を追加する。

「第722-1条 複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく納税義務の履行の特徴

1. 複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の場合、本法典第258条第6項、第268条第2-1項、第271条第7-1項、第293条第4-4項、第517条第3項第1段落第5)号、第767条第2項第2段落、第768条第2段落の規定は、当該の地下資源利用契約への署名年月日において効力を有していたカザフスタン共和国の税関連法令に従いこれを適用する。

2. 本条第1項に則り納税義務を履行する税および国庫への納付金が廃止された場合、複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者は、当該の契約の有効期間が満了するか、もしくは両当事者の合意に基づきこれに改正および補足を加えるまでの間は、当該の契約への署名年月日において効力を有していたカザフスタン共和国の税関連法令に従いしかるべき税および納付金に係る納税義務の履行を継続する。

3. 複雑なプロジェクト（ただし、陸上でのガスプロジェクトを除く）に基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約が終了（期日前解消の場合を含む）した場合、当該の契約に定めのある結果を適用する。この際、当該の契約に基づく地下資源利用者は、契約に基づき提供された免除、特典、またはその他の例外規定の結果国庫に納付しなかった税および納付金の額は納付しない。複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約が終了（期日前解消の場合を含む）した後は、納税義務発生日において効力を有していたカザフスタン共和国の税関連法令に従い、当該の契約の効力が終了した年月日の翌課税期間より納税義務を履行する。

4. 本法典第258条第2項第1段落第1)号および第6項、第268条第2-1項、第271条第7-1項、第293条第4-4項、第517条第3項第1段落第5)号、第767条第2項第2段落、第768条第2段落の規定は、複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の登録日より、しかるべき地下資源利用契約の枠組みの中で採掘された有用鉱物の輸出開始年月日より20暦年が経過するまで地下資源利用者が適用するものとするが、ただし、2022年12月31日までに締結された地下資源利用契約の場合には、複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の雛形に従い、当該の契約を新たな文言で記述することを盛り込んだ炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約への補足の登録年月日よりこれを適用する。」

[第1項第150号は2024年1月1日より発効する。](#)

150) [第736条](#)第3項を以下の文言とする。

「3. 本項に別段の定めがない限り、鉱物採掘税の計算の目的においては、課税期間に採掘した炭化水素、鉱物資源、地下水、治療用泥の総量から、技術的試料採取および調査の実施を目的として引き渡した炭化水素、鉱物資源、地下水、治療用泥を除外する。技術的試料採取および調査の実施を目的として引き渡した炭化水素、鉱物資源、地下水、治療用泥の量は、当該の炭化水素、鉱物資源、地下水、治療用泥の種類（等級）に対する国家規格に記載されている技術的サンプルの最小質量に限定する。

ただし、上記の採掘総量からの、技術的試料採取および調査の実施を目的として引き渡した炭化水素、鉱物資源、地下水、治療用泥の量の除外は、一次加工処理（濃縮）後および処理時におけるものを含め、これらを販売した場合には実施しない。」

[第1項第151号は2024年1月1日より発効する。](#)

151) [第744条](#)を以下の文言とする。

「第744条 課税対象

課税対象は、課税期間中に地下資源利用者が採掘した鉱物資源または固体有用鉱物の物理量に、当該の目的における権限を付与されたカザフスタン共和国国家機関が承認した鉱床開発技術プロジェクトに定めのある地下資源における標準損失の範囲を課税期間中において超過した実際の損失を算入したものとする（課税対象有用鉱物量）。

この際、地下資源利用者は地下資源の調査および利用に係る管轄機関に対し、報告年の翌年の4月30日までに、経過した（報告対象の）暦年中に地下資源利用者が採掘した鉱物資源または固有用鉱物の物理量に関する情報を、当該の管轄機関が定める様式をもって提出する。

課税対象の算定を目的とする場合、採掘した鉱物資源および（または）固有用鉱物は、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）に則った埋蔵量登録への移行日の前日において効力を有していた国家登録簿の枠組みをもって、これに鉱床において消去されていた埋蔵量中から採掘した鉱物資源量（損失の復帰）を加味したうえで算定する。

先に国家鉱物鉱量委員会の承認を受けていない鉱物資源および（または）固有用鉱物に関しては、採掘した鉱物資源および（または）固有用鉱物はKAZRC法典に則った有用鉱物埋蔵量の枠組みにおいて算定する。

課税対象有用鉱物量の算定を目的とする場合には、地下資源の調査および利用に係る管轄機関に提出する鉱物資源および（または）固有用鉱物埋蔵量の報告用および要約版の貸借対照表で使用する測定単位を適用する。

インシチュリーチング法による採掘の一環として地下資源中へ返されたウランの量は、課税対象量とはならない。」

第1項第152号は2024年1月1日より発効する。

152) 第745条：

第1項を以下の文言とする。

「1. 鉱物採掘税計算用の課税基盤は、課税期間中の課税対象有用鉱物の価額とする。」

第2項第4)号および第5)号を削除する。

第3項：

第1副段落を以下の文言とする。

「3. 鉱物採掘税の計算を目的とした場合における課税期間中の課税対象有用鉱物の価額は、以下のとおり算定する。」

第1号第1段落および第9段落を以下の文言とする。

「1) 本条第2項第1)号に記載されている採掘済み鉱物資源中に含まれている固有用鉱物に関しては、課税期間中における当該有用鉱物に対する平均取引所価格に立脚する。」

「有用鉱物に対する平均取引所価格は、その後の処理および（または）自己の生産上の需要における使用を目的として他の法人および（または）一法人内の下部組織に引渡した量も含め、採掘済み鉱物資源中に含まれている本条第4項記載の固有用鉱物の各々の種類の総量に対しこれを適用する。」

第2)号および第3)号を以下の文言とする。

「2) 本条第2項第2)号に記載されている採掘済み鉱物資源中に含まれている固有用鉱物の場合には以下のとおりとする。」

本条第4項に記載のある固有用鉱物の場合には、本項第1)号に定めのある方法に則る。

採掘済み鉱物資源中に含まれているその他の種類の採掘済み固有用鉱物の場合には、その平均販売価格に立脚するものとするが、その後の処理および（または）自己の生産上の需要における使用を目的として他の法人および（または）一法人内の下部組織に引渡した場合には、国際財務報告基準およびカザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算出された、当該の種類有用鉱物に対して発生する採掘および一次処理（濃縮）の実際の製造原価を20%増額した額に立脚する。

3) 本条第2項第3)号に記載のある鉱物資源の場合には、一次処理（濃縮）のみを経たものも含め、鉱物資源および（または）固有用鉱物の平均販売価格に立脚する。」

第4項の文言「有用鉱物」を、文言「固有用鉱物」に置き換える。

第5項を以下の文言とする。

「5. 一次処理のみを経たものも含め、鉱物資源および（または）固有用鉱物を販売していない場合には、課税対象有用鉱物の価額は、当該の販売が行われた最終課税期間の平均販売価格に立脚する。

本項の規定は、本条第4項に記載のある鉱物資源に関しては適用しない。」

第6項第1段落：

第1副段落を以下の文言とする。

「6. 一次処理（濃縮）のみを経たものも含め、鉱物資源および（または）固有用鉱物の販

売が完全でない場合には、契約効力の開始時点より、課税対象有用鉱物の価額を以下のとおり算定する。」

第1)号、第2)号、第3)号を以下の文言とする。

「1) 本条第4項に記載のある有用鉱物の場合には、本条第3項第1)号に定めのある方法に則る。

2) 本条第2項第2)号に記載のあるその他の種類の固体有用鉱物の場合には、国際財務報告基準およびカザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算出された、当該種類の有用鉱物に対して発生する採掘および一次処理（濃縮）の実際の製造原価を20%増額した額に立脚する。

3) 本項第1段落第4)号に記載のあるものを除き、本条第2項第3)号に記載のある鉱物資源および（または）固体有用鉱物の場合には、国際財務報告基準およびカザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算出された、当該種類の有用鉱物に対して発生する採掘および一次処理（濃縮）の実際の製造原価を20%増額した額に立脚する。

本条第4項に記載のある有用鉱物を除き、一次処理のみを経たものも含め、鉱物資源および（または）固体有用鉱物をその後販売する場合には、地下資源利用者は初回の販売が行われた課税期間における実際の平均販売価格を加味したうえで、算定済みの鉱物採掘税額を修正する義務を負う。」

第7項を以下の文言とする。

「7. 本条の目的においては、課税期間における平均販売価格を以下の公式に則って算定する。

$$\text{Ц ср. (平均販売価格)} = (\text{V1 p.п.} \times \text{Ц1 p.} + \text{V2 p.п.} \times \text{Ц2 p.} + \dots + \text{Vn p.п.} \times \text{Цn p.}) / \text{V общ. реализации}$$

凡例：

V1 p.п., V2 p.п., Vn p.п. — 課税期間中に販売される鉱物資源および（または）固体有用鉱物の各ロットの量。

Ц1 p., Ц2 p., ..., Цn p. — 課税期間中における鉱物資源および（または）固体有用鉱物のロットごとの実際の販売価格。

n — 課税期間中に販売された鉱物資源および（または）固体有用鉱物のロット数。

V общ. реализации — 課税期間中における鉱物資源および（または）固体有用鉱物の販売総量。

ただし、鉱物資源および（または）固体有用鉱物の平均販売価格が、国際財務報告基準およびカザフスタン共和国の会計および財務報告に関する法令に従い算出されたこれらの有用鉱物の製造原価を20%増額した額を下回る場合には、課税期間中における平均販売価格は、当該の製造原価を20%増額した額に立脚して算定する。

地下資源利用者は、採掘に係る製造原価をもって一法人内の下部組織に対しその後の処理を目的として引き渡され、および（または）商品の生産を目的とした出発原料としての使用も含め、地下資源利用者の自己の生産上の需要において使用された対象も含めた課税対象有用鉱物の総量に対して平均販売価格を適用するものとする。」

第1項第153号は2024年1月1日より発効する。

153) **第746条**第1項：

第1段落第1副段落を以下の文言とする。

「1. 本条に別段の定めがない限り、鉱物採掘税の税率は以下の額としてこれを設定する。」

第3段落、第4段落、第5段落を以下の文言とする。

「本条に別段の定めがない限り、鉱床のオフバランス埋蔵量から採掘される固体有用鉱物および鉱物資源のあらゆる種類に対する鉱物採掘税の税率は、0%として納付する。

本章の目的においては、以下のものをオフバランス埋蔵量とする。

KAZRC法典に則った埋蔵量登録への移行日の前日において、国家鉱量委員会によるオフバランス埋蔵量としての承認を根拠として鉱床のオフバランス埋蔵量に分類されていた固体有用鉱物および鉱物資源。

KAZRC法典に則った埋蔵量登録への移行後に取得した地下資源利用ライセンスを根拠として固体有用鉱物の採掘を遂行した場合には、当該課税期間中に概測鉱物資源量に加えられたが、確定鉱物資源量または推定鉱物資源量とはなっていない鉱物資源中に含まれる固体有用鉱物をオフバランス埋蔵量に分類する。

ただし、オフバランス埋蔵量から採掘される鉱物資源および（または）固体有用鉱物を販売する場合には、0%の鉱物採掘税率は適用しない。」

154) **第766条**：

第1項：

第1段落を以下の文言とする。

「1. 本条第4項に別段の定めがない限り、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い以下の契約を締結した地下資源利用者である法人は、歴史的原価補償金、鉱物採掘税、超過利潤税の代わりに地下資源利用代替税を適用する権利を有する。

1) カスピ海カザフスタン領内に完全に位置する（複数位置する）地下資源鉱区（複数の鉱区）に対する炭化水素の採掘および（または）共同探鉱・採掘に係る契約。

2) 採掘権または採掘権がない場合における炭化水素の採掘または探鉱・採掘に係る契約に記載されている炭化水素貯留層最上部の深さが4,500m以下であり、かつ採掘権または採掘権がない場合における炭化水素の採掘または探鉱・採掘に係る契約に記載されている炭化水素貯留層の最深部の深さが5,000m以下である地下資源鉱区（複数の鉱区）における炭化水素の採掘および（または）探鉱・採掘に係る契約。」

第3段落の文言「締結年月日より」を、文言「登録年月日より」に置き換える。

以下の内容の第4項を追加する。

「4. カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約を締結した地下資源利用者である法人は、しかるべき契約の登録年月日より、当該の契約に係る歴史的原価補償金、鉱物採掘税、超過利潤税に代わり地下資源利用代替税を適用する。前記の地下資源利用者は、本条第1項に記載のある通知の送付は行わない。

ただし、本章の目的においては、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に則り、複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約の難形に従い新たな文言で記述された炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約も、複雑なプロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約とみなす。この場合、本項第1段落の規定は、先に締結された地下資源利用契約に対する補足の登録年月日より適用する。」

155) [第767条](#)：

第2項に以下の内容の第2段落を追加する。

「本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を踏まえ、複雑な海洋プロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に基づく地下資源利用者において、地下資源利用代替税の算定目的における控除額が、課税期間中の年間総収入に係る地下資源利用代替税の算定目的における税額を上回った場合には、これをその後10年間に繰り越し、繰越後の課税期間における地下資源利用代替税の算定目的における課税所得額をもってこれを償却する。」

第3項に以下の内容の第2段落を追加する。

「本項の目的においては、探鉱期間中における戦略的パートナーによる商業規模での発見以前に国営地下資源利用会社、または当該の国営地下資源利用会社が直接的もしくは間接的に株式（定款資本への出資持分）を保有する法人の債務の償却に際し発生した、為替損益に対する為替差損の超過額は収入とはみなさない。」

第4項第3副段落を以下の文言とする。

「本法典第258条に従い控除額に分類した費用におけるものを含め、為替差益に対する為替差損の超過額は控除の対象とはならない。」

156) [第768条](#)を以下の文言とする。

「第768条 税率

本条に別段の定めがない限り、地下資源利用代替税は、本法典第741条第3項に定めある方法に則り算定した世界原油価格に立脚し、以下の税率に基づきこれを算定する。

No.	世界価格	税率、%
1	2	3
1.	1バレル当たり50米ドル以下	0
2.	1バレル当たり60米ドル以下	6
3.	1バレル当たり70米ドル以下	12
4.	1バレル当たり80米ドル以下	18
5.	1バレル当たり90米ドル以下	24
6.	1バレル当たり100米ドル以下	30
7.	1バレル当たり110米ドル以下	32

8.	1バレル当たり120米ドル以下	34
9.	1バレル当たり130米ドル以下	36
10.	1バレル当たり140米ドル以下	38
11.	1バレル当たり150米ドル以下	40
12.	1バレル当たり150米ドル超	42

本法典第722-1条第4項に定めのある特徴を踏まえ、複雑な海洋プロジェクトに基づく炭化水素の探鉱・採掘または採掘に係る契約に関しては、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い、地下資源利用代替税は、本法典第741条第3項に定めある方法に則り算定した世界原油価格に立脚し、以下の税率に基づきこれを算定する。

No.	世界価格	税率、%
1	2	3
1.	1バレル当たり50米ドル以下	0
2.	1バレル当たり60米ドル以下	2
3.	1バレル当たり70米ドル以下	4
4.	1バレル当たり80米ドル以下	6
5.	1バレル当たり90米ドル以下	8
6.	1バレル当たり100米ドル以下	10
7.	1バレル当たり110米ドル以下	10.7
8.	1バレル当たり120米ドル以下	11.3
9.	1バレル当たり130米ドル以下	12.0
10.	1バレル当たり140米ドル以下	12.7
11.	1バレル当たり150米ドル以下	13.3
12.	1バレル当たり150米ドル超	14.0

157) [第774条](#)第3項第6)号に以下の内容の第6副段落を追加する。

「デジタルマイニングの遂行および（または）デジタル資産の流通に関する事業。」

158) 以下の内容の第24-1部を追加する。

「第24-1部 統一納付金

第89-1章 統一納付金

第776-1条 総則

1. 本章の規定または本法典第8部の規定に従い、税務代理人はしかるべき申告書において、支払元における課税の対象となる従業員の収入に係る統一的な課税方法を自ら決定する。

2. 本章の目的においては、零細企業主体および小規模企業主体であって、本法典第77章第3パラグラフおよび第78章に定めのある特別税制を適用し、賃金の形で自然人に対し収入を支払い、当該の収入の中から統一納付金の一部である個人所得税の計算、源泉徴収、払込みに係る義務を履行することを選択した個人事業主および法人を税務代理人とみなす。

3. 統一納付金には、支払元における課税の対象となる収入に係る個人所得税の納付対象額、カザフスタン共和国法『カザフスタン共和国における年金保障について』に従い納付される強制年金保険料および雇用主の強制年金保険料、カザフスタン共和国法『強制社会保険について』に従い納付される社会積立金、カザフスタン共和国法『強制社会医療保険について』に従い納付される強制社会医療保険保険料および積立金が含まれる。

4. 初回またはその後の申告書において支払元における課税の対象となる従業員の収入について選択した課税方法は、課税期間中は変更してはならない。

第776-2条 統一納付金の賦課対象

統一納付金の賦課対象は、本法典第322条に定めのある従業員の収入であり、本法典第77章第3パラグラフおよび第78章に定めのある特別税制を適用する零細企業主体および小規模企業主体である雇用主が計上する収入である。

第776-3条 一括納付金の料率、および支払元で賦課される個人所得税のこれに占める割合

1. 課税対象に適用される統一納付金の料率は以下のとおりである。

2023年1月1日以降－20.0%。

- 2024年1月1日以降－21.5%。
- 2025年1月1日以降－23.8%。
- 2026年1月1日以降－24.8%。
- 2027年1月1日以降－25.8%。
- 2028年1月1日以降－26.3%。

ただし、カザフスタン共和国法『カザフスタン共和国における年金保障について』、『強制社会医療保険について』、『強制社会医療保険について』に従い社会保険料（強制職業年金保険料を除く）の納付を免除されている従業員、ならびにカザフスタン共和国法『強制社会医療保険について』第26条第1項第1)号、第7)号、第8)号、第9)号、第11)号、第12)号、第13)号に従い強制社会医療保険料を国が負担する従業員に対しては、当該の社会保険料の割合に応じて統一納付金の料率を軽減する（ただし、強制職業年金保険料を除く）。

2. 統一納付金に占める統一納付金納付者の個人所得税の割合は以下のとおりである。

- 2023年1月1日以降－9.0%。
- 2024年1月1日以降－8.4%。
- 2025年1月1日以降－7.6%。
- 2026年1月1日以降－7.3%。
- 2027年1月1日以降－7.0%。
- 2028年1月1日以降－6.9%。

第776-4条 統一納付金の算定および納付、ならびに同納付金に係る義務のしかるべき税務申告書への反映の手順

1. 統一納付金のしかるべき割合の計算、源泉徴収、およびその払込み、ならびに同納付金に係る義務のしかるべき税務申告書への反映は、本章に定めのある方法および期日に則り税務代理人がこれを実施する。

2. 統一納付金の計算は、課税対象の計上時に税務代理人がこれを実施する。

3. 個人所得税、強制年金保険料、強制社会医療保険料に係るしかるべき割合に応じた統一納付金の源泉徴収は、支払元における課税の対象となる収入の支払日までに税務代理人がこれを実施する。

4. 雇主の強制年金保険料、社会積立金、および強制社会医療保険に係る積立金は、税務代理人が自らの資金負担をもって、従業員の利益のためにこれを実施する。

5. 税務代理人は計上した収入に係る統一納付金を、毎月、報告月の翌月の25日までに第2層銀行または個々の銀行取引を遂行する組織を介し、国営企業『市民のための政府』の銀行口座に対して、当該の統一納付金を払い込む月を明記したうえで、総額をもって払い込む。

6. 統一納付金の納付および払込み、ならびに個人所得税および社会積立金としてのその分配（ただし、強制職業年金保険料を除く）、ならびにこれらの還付は、社会保障分野における管轄国家機関が、カザフスタン共和国国立銀行、管轄機関、国家計画立案に係る管轄国家機関、保健分野およびデジタル開発分野における管轄国家機関との調整合意のもとに定める方法に則りこれを遂行する。

7. 統一納付金の額は、本法典第358条、第688条、第707条に定めのある方法に則りしかるべき申告書に反映させる。

第776-5条 課税期間

税務代理人による統一納付金の算定を目的とした課税期間は暦月とする。

第776-6条 統一納付金の枠組みにおける国営企業『市民のための政府』の権限

1. 国営企業『市民のための政府』は統一納付金の枠組みにおいて、国の専売に分類される以下の業種を遂行する。

1) 個人識別番号に基づき、統一納付金納付者の個人識別帳簿を備え付ける。

2) 統一納付金納付者の個人識別帳簿を更新する。

3) 国家社会保険基金、社会医療保険基金、統一積立年金基金、および税務代理人の所在地におけるしかるべき予算に対し、統一納付金の総額を分配し、払い込む。

4) 社会保障分野の管轄国家機関が、カザフスタン共和国国立銀行、管轄機関、国家計画立案に係る管轄国家機関、保健分野およびデジタル開発分野における管轄国家機関との調整合意に基づき定めた方法に則り、誤って（過剰に）納付された統一納付金の額の還付を実施する。

2. 国営企業『市民のための政府』が遂行し、および（または）販売する役務およびサービスの価格は、カザフスタン共和国政府が中央国家機関の中から選定した管轄機関が、反独占機関

および管轄機関との調整合意のもとにこれを決定する。」

159) **第780条**：

第1項第2段落の文言「商品、サービス対価の受領」を、文言「税の納付」に置き換える。

以下の内容の第2項および第3項を追加する。

「2. 本部の目的においては、買手による商品および（または）サービスの支払い遂行年月日を、自然人に対する商品の電子商取引遂行年月日および（または）電子形態によるサービス提供年月日とする。

3. 本条に従い納付された付加価値税額は、還付の対象とはならない。」

2. 2017年12月25日付カザフスタン共和国**法**「カザフスタン共和国法典『税およびその他の国庫への義務的納付について』（税法典）の発効について」

1) **第33条**第2)号：

以下の内容の第10副段落を追加する

「1-1. 支払元、統一納付金の納付者における課税の対象となる収入の場合、個人所得税の計算、源泉徴収および払い込み、ならびに税務申告書の提出は、本法典第89-1章に定めのある方法に則り税務代理人がこれを実施する。」

第2項第1号第4副段落および第5副段落は2018年1月1日より発効済みである。

第25副段落を以下の文言とする。

「1) 従業員の業務が路上で行われるか、移動性を帯びているか、サービス対象エリア内における出張と関連している場合における従業員への補償金—集団契約、労働契約および（または）雇用主の文書に定めのある基準の範囲内において」

第2項第1号第6副段落および第7副段落は2021年1月1日より発効済みである。

以下の内容の第41副段落を追加する。

「10-2) カザフスタン共和国の法令によって制服の着用および（または）その支給に係る義務が定められている場合に、従業員に支給した制服の価額。」

第2項第1号第8副段落～第19副段落は2022年1月1日より発効済みである。

第56副段落～第65副段落を以下の文言とする。

「23) カザフスタン共和国の民法に則った貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）に係る債務の償還に伴う収入であって、元本、利息、手数料および違約金（罰金、科料）に係る収入を含み、かつ、貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）を発行した後、当該者に以下の事態が発生した場合におけるもの。

法的効力を発した裁判所決定に基づき借主である自然人が行方不明者、責任能力欠如者、責任能力限定者として認定されるか、もしくは法的効力を発した裁判所決定に基づき借主の死亡が宣告された場合。

借主である自然人の障害等級1級または2級が確定した場合、ならびに借主である自然人が死亡した場合。

カザフスタン共和国法『強制社会保険について』に則り、稼ぎ手を失った場合、および妊娠・出産、新生児（幼児）の養子縁組（養女縁組）、1歳到達までの育児との関連で収入を失った場合における社会給付を受給している借主である自然人が、前記の給付以外のその他の収入を有していない場合。

借主である自然人および借主である自然人と共同で銀行（マイクロクレジット機関、抵当機関）に対する連帯責任または第二次責任を負う第三者が、徴収対象とすることが可能な金銭、有価証券、または収入を含む資産を有しておらず、当該者の資産または収入を確認するために裁判所執行官がカザフスタン共和国の執行手続きおよび裁判所執行官の地位に関する法令に従い講じた措置の成果が得られなかった場合において、銀行（マイクロクレジット機関、抵当機関）に対する執行文書の取り下げに関する裁判所執行官の決定が発効した場合。

担保契約締結年月日において元本債務を完全に担保していた抵当権設定資産が裁判以外の方法による取引によって元本債務を下回る額で売却されたか、または抵当権設定資産が売却された後に、カザフスタン共和国法『不動産担保について』に則り、未返済の貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）の額をもって当該資産が質権者の所有下に移転された場合。

本号第1段落第5副段落および第6副段落の規定は、以下の貸付け（ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット）に係る債務の償還には適用しない。

本号第1段落第5副段落および第6副段落の規定は、以下の貸付け（ローン、抵当ローン、住宅

ローン、マイクロクレジット)に係る債務の償還には適用しない。

銀行(抵当機関、マイクロクレジット機関)の職員、銀行(抵当機関、マイクロクレジット機関)の職員の夫(妻)、近親者、銀行(抵当機関、マイクロクレジット機関)の連携先に対する貸付。

請求権の譲渡および(または)債務の移転が行われた貸付。

24) 銀行(抵当機関、マイクロクレジット機関)が発行した貸付け(ローン、抵当ローン、住宅ローン、マイクロクレジット)に係る債務の償還に伴いカザフスタン共和国の民法に則り、以下の形で発生した収入。」

第68副段落にカザフ語での改正が加えられたが、ロシア語の文言は変更しない。

第2項第1号第20副段落および第21副段落は2022年1月1日から2022年12月31日まで効力を有していた。

以下の内容の第74副段落を追加する。

「25-1) カザフスタン共和国国立銀行が承認した住宅ローン(抵当ローン)リファイナンスプログラムの枠組みにおいて抵当機関が買い上げた住宅の賃料滞納分の償還に伴い発生した収入。」

第2項第1号第22副段落および第23副段落は2019年1月1日より発効済みである。

第93副段落を以下の文言とする。

「35) 銀行および(または)国家郵便オペレーターが、銀行および(または)国家郵便オペレーターの資金負担によって、非現金決済遂行時に自然人の口座に入金する額。」

以下の内容の第100副段落を追加する。

「39-1) 本法典第22条第14項の定めに従い取得した報酬の額。」

第172副段落を以下の文言とする。

「17) 本条第1号〜第16号に記載のないその他の収入であって、カザフスタン領内において、またはカザフスタン領外の支払元から取得した収入。」

第262副段落を以下の文言とする。

「8) 発行者がカザフスタン共和国で登記されている有価証券、金融派生商品(原資産の取得または売却によって実現される金融派生商品を除く)、デジタル資産、カザフスタン共和国で登記されている法人の定款資本における参加持分。」

以下の内容の第263副段落を追加する。

「本項第1段落第1)号、第2)号、第3)号に記載されている不動産に対する配偶者の一方の権利の相続にあたっての価値の上昇の算定を目的とする場合、前記の号に記載されている期間は、当該資産に対する夫妻の共同所有権が登録された日より算定する。」

第276副段落および第277副段落を以下の文言とする。

「個人事業主ではない自然人が建築し、売主となっている建造物、建造物の一部の売却にあたっては、当該資産の売却価格(価額)と、当該建造物、建造物の一部の建築を目的として取得した土地区画の価額との間のプラスの差を、価値の上昇による収入とする。建造物の一部を売却する際の土地区画の価額は、売却される建造物の一部に比例するものとして算定する。

先に個人用住居から再建された建造物であって、企業活動に使用されていない建造物を売却する場合には、当該資産の売却価格(価額)と、当該資産を個人用住居として取得した際の価額との間のプラスの差を、価値の上昇による収入とする。」

第2項第1号第35副段落および第36副段落は、2024年1月1日より発効する。

第292副段落を以下の文言とする。

「4. カザフスタン領外の支払元から取得した負債証券を除くデジタル資産、有価証券の売却にあたっての自然人の収入は、売却価額と取得価額との間のプラスの差としてこれを算定する。」

第2項第1号第37副段落〜第40副段落は2022年1月1日より発効済みである。

以下の内容の第449副段落を追加する。

「8-1) オープンエンド型およびインターバル型投資信託の出資口の売却にあたっての価額の上昇による収入。」

第545副段落を以下の文言とする。

「41) カザフスタン共和国の法令が定める額において予算資金をもって給付される国による特定目的の社会支援、手当、補償、ならびにカザフスタン共和国の住宅関連法令に従い民間住宅ファンドにおける賃借住居費用の支払いを目的として予算から提供される助成金。」

第2項第1号第41副段落および第42副段落は2023年1月1日から2024年12月31日まで効力を有する。

第565副段落を以下の文言とする。

「55) 国民通貨（テンゲ）で預け入れられた自然人の預金について、カザフスタン共和国政府が定める方法に則り支払われる補償金（プレミアム）。」

第621副段落を以下の文言とする。

「2. 任意年金拠出金に係る税控除の適用に必要な証明書類は、任意年金拠出金の納付を証明する書類とする。」

第622副段落および第623副段落を削除する。

以下の内容の第744副段落を追加する。

「4. 農産物生産者および農業協同組合向けの特別税制を適用する税務代理人は、算定した統一納付金の額を個人所得税および社会税に係る税務申告書に反映させる。」

第814副段落を以下の文言とする。

「1. 課税期間の総括に基づく個人所得税の納付は、本法典第365条第3項に別段の定めがない限り、所定の個人所得税申告書提出期日の後10暦日以内に納税者自らが行うものとする。」

以下の内容の第840副段落を追加する。

「12-1) 報告対象課税期間の12月31日現在においてデジタル資産を所有するカザフスタン共和国市民、同国人、およびカザフスタン共和国における居住許可証を有する者。」

2) [第43-1条](#)を以下の文言とする。

「第43-1条 以下のとおり停止する。

1) 本法典第505条第1項の効力を2019年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『1. 居住拠点の土地に係る標準税率（住宅付属地所を除く）は、1平方メートル当たり以下の額としてこれを設定する。

No.	居住地点カテゴリー	付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地を除く、居住地点の土地に係る標準税率（テンゲ）	付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地に係る標準税率（テンゲ）
1	2	3	4
	市：		
1.	アルマトィ	28.95	0.96
2.	シムケント	9.17	0.58
3.	ヌルスルタン	19.30	0.96
4.	アクタウ	9.65	0.58
5.	アクトベ	6.75	0.58
6.	アティラウ	8.20	0.58
7.	コクシェタウ	5.79	0.58
8.	カラガンダ	9.65	0.58
9.	コスタナイ	6.27	0.58
10.	クジルオルダ	8.68	0.58
11.	ウラルスク	5.79	0.58
12.	ウスチ・カメノゴルスク	9.65	0.58
13.	パヴロダル	9.65	0.58
14.	ペトロパヴロフスク	5.79	0.58
15.	タルディコルガン	9.17	0.58
16.	タラズ	9.17	0.58
17.	トゥルケスタン	7.79	0.39
18.	アルマトィ州：		
19.	州直轄都市	6.75	0.39
20.	地区直轄都市	5.79	0.39
21.	アクモラ州：		
22.	州直轄都市	5.79	0.39
23.	地区直轄都市	5.02	0.39

24.	その他の州直轄都市	州都に対して定められている税率の85%	0.39
25.	その他の地区直轄都市	州都に対して定められている税率の75%	0.19
26.	都市型小居住区	0.96	0.13
27.	村落	0.48	0.09

2) 本法典第505条第1段落の効力を2022年5月3日から2023年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『居住拠点の土地に係る標準税率（住宅付属地所を除く）は、1平方メートル当たり以下の額としてこれを設定する。

No.	居住地点カテゴリー	付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地を除く、居住地点の土地に係る標準税率（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトィ	28.95
2.	シムケント	9.17
3.	アスタナ	19.30
4.	アクタウ	9.65
5.	アクトベ	6.75
6.	アティラウ	8.20
7.	ジェスカスガン	8.20
8.	コクシェタウ	5.79
9.	カラガンダ	9.65
10.	コナエフ	6.75
11.	コスタナイ	6.27
12.	クジルオルダ	8.68
13.	ウラルスク	5.79
14.	ウスチ・カメノゴルスク	9.65
15.	パヴロダル	9.65
16.	ペトロパヴロフスク	5.79
17.	セメイ	8.20
18.	タルディコルガン	9.17
19.	タラズ	9.17
20.	トゥルケスタン	7.79
21.	アルマトィ州：	
22.	州直轄都市	6.75
23.	地区直轄都市	5.79
24.	アクモラ州：	
25.	州直轄都市	5.79
26.	地区直轄都市	5.02
27.	その他の州直轄都市	州都に対して定められている税率の85%
28.	その他の地区直轄都市	州都に対して定められている税率の75%
29.	都市型小居住区	0.96
30.	村落	0.48

3) [第43-3条](#)を以下の文言とする。

「第43-3条 以下のとおり停止する。

1) 本法典第529条第2項の効力を2019年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『2. 住宅および別荘1平方メートルの国民通貨による標準税率（C 6）は、居住地点の種類に応じて以下の額としてこれを設定する。

No.	居住地点カテゴリー	標準価格（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトイ	60,000
2.	シムケント	36,000
3.	ヌルスルタン	60,000
4.	アクタウ	36,000
5.	アクトベ	36,000
6.	アティラウ	36,000
7.	コクシェタウ	36,000
8.	カラガンダ	36,000
9.	コスタナイ	36,000
10.	クジルオルダ	36,000
11.	ウラルスク	36,000
12.	ウスチ・カメノゴルスク	36,000
13.	パヴロダル	36,000
14.	ペトロパヴロフスク	36,000
15.	タルディコルガン	36,000
16.	タラズ	36,000
17.	トゥルケスタン	12,000
18.	州直轄都市	12,000
19.	地区直轄都市	6,000
20.	都市型小居住区	4,200
21.	村落	2,700

2) 本法典第529条第2項の効力を2022年5月3日から2023年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『2. 住宅および別荘1平方メートルの国民通貨による標準税率（C 6）は、居住地点の種類に応じて以下の額としてこれを設定する。

No.	居住地点カテゴリー	標準価格（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトイ	60,000
2.	シムケント	60,000
3.	アスタナ	60,000
4.	アクタウ	36,000
5.	アクトベ	36,000
6.	アティラウ	36,000
7.	ジェスカスガン	12,000
8.	コクシェタウ	36,000
9.	カラガンダ	36,000
10.	コナエフ	12,000
11.	コスタナイ	36,000
12.	クジルオルダ	36,000

13.	ウラルスク	36,000
14.	ウスチ・カメノゴルスク	36,000
15.	パヴロダル	36,000
16.	ペトロパヴロフスク	36,000
17.	セメイ	12,000
18.	タルディコルガン	36,000
19.	タラズ	36,000
20.	トゥルケスタン	36,000
21.	州直轄都市	12,000
22.	地区直轄都市	6,000
23.	都市型小居住区	4,200
24.	村落	2,700

』』

4) 以下の内容の第43-10条を追加する。

「第43-10条 本法典第531条第2項第1段落の効力を2022年5月3日から2023年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『2. 付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地（住宅付属地所を除く）に係る標準税率は、1平方メートル当たり以下の数値をもって決定する。

No.	居住地点カテゴリー	付属する構造物および営造物を含む住宅ファンドが占める土地に係る標準税率（テンゲ）
1	2	3
	市：	
1.	アルマトイ	0.96
2.	シムケント	0.58
3.	アスタナ	0.96
4.	アクタウ	0.58
5.	アクトベ	0.58
6.	アティラウ	0.58
7.	ジェスカスガン	0.39
8.	コクシェタウ	0.58
9.	カラガンダ	0.58
10.	コナエフ	0.39
11.	コスタナイ	0.58
12.	クジルオルダ	0.58
13.	ウラルスク	0.58
14.	ウスチ・カメノゴルスク	0.58
15.	パヴロダル	0.58
16.	ペトロパヴロフスク	0.58
17.	セメイ	0.39
18.	タルディコルガン	0.58
19.	タラズ	0.58
20.	トゥルケスタン	0.39
21.	アルマトイ州：	
22.	州直轄都市	0.39
23.	地区直轄都市	0.39
24.	アクモラ州：	
25.	州直轄都市	0.39
26.	地区直轄都市	0.39
27.	その他の州直轄都市	0.39

28.	その他の地区直轄都市	0.19
29.	都市型小居住区	0.13
30.	村落	0.09

』」

5) 以下の内容の第44-2条および第44-3条を追加する。

「第44-2条 本法典第606-4条の効力を2022年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言において効力を有するものとする。

『第606-4条 課税期間および税務申告書

1. 料金計算目的における課税期間は暦年とする。

2. 2022年度の申告書は、納税者の所在地の税務当局に対し、報告年の翌年の3月31日までに提出する。』

第44-3条 本法典第606-5条第2項の効力を2022年12月31日まで停止し、停止期間中、同項は以下の文言として効力を有するものとする。

『2. 納税者は所定の申告書提出期日の後、10暦日以内に料金を国庫に納付する。』」

6) [第45-2条](#)：

以下の内容の第8副段落を追加する。

「ただし、カザフスタン共和国法『汚職防止について』に則って、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における口座（預金）の開設および運用、およびカザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における現金および財の保管に係る汚職対策目的での制限を設けている者は、資産および負債に関する申告書に、銀行預金額の如何にかかわらず、カザフスタン共和国領外に位置する外国銀行における資金の有無に関する情報を反映させる。」

第11副段落を以下の文言とする。

「有価証券、金融派生商品（原資産の取得または売却によって実現される金融派生商品を除く）、デジタル資産。」

第19副段落の文言「価値がある場合には」の後に、文言「報告対象である課税期間の12月31日現在において」を追加する。

7) 以下の内容の第46-1条、第57-11条、第57-12条、第57-13条、第57-14条を追加する。

「第46-1条 本法典第683条第2項第3)号第6副段落の効力を2025年12月31日まで停止し、停止期間中、同副段落は以下の文言において効力を有するものとする。

『地下資源利用（ただし、金探掘ライセンスに基づき遂行される地下資源利用事業を除く）。』」

「第57-11条 2027年12月31日までは、国際自動車貨物輸送へのアクセス許可証を有する納税者が登録する製造後7年未満のN3カテゴリーの輸送手段（牽引トラック）に対しては、税法典第553条第4項に定めのある機械輸送手段初度国家登録手数料の料率を適用しないこととする。

第57-12条 2019年1月1日から2020年12月31日までの間は、他のユーラシア経済連合加盟国の領内における加工を目的として先にカザフスタン共和国領内から輸出されていた客先支給原料を加工した製品をユーラシア経済連合加盟国以外の国家の領内へ輸出したことを証明する目的において、運送書類の写しを用いることを可能とする。

第57-13条 2018年1月1日から2019年12月31日までの間は、宝くじ業者がくじ券、バウチャーまたはその他の書類を販売した場合の取引高は、販売したくじ券、バウチャーまたはその他の書類の価額と、宝くじ参加者に対して支払われた勝利金、ならびに非課税支払金として予算に計上すべき未請求の勝利金との間のプラスの差として算定するものとする。

第57-14条 2022年12月31日までに指定されたリスク度合い評価に基づく特別税務調査は、本法典に定めのある所定の期日中に完了するものとする。」

第2条 2022年8月31日までにカザフスタン共和国の領内に輸入された機械輸送手段の個々のカテゴリーの初度登録に係る手数料は200,000テンゲとして納付し、カザフスタン共和国法典「税およびその他の国庫への義務的納付について」（税法典）[第553条第4項](#)表第4行の規定はこれらに対しては適用しないものとする。

本条に記載されている手数料の料率を適用する[機械的輸送手段のカテゴリー、方法、条件および期間](#)はカザフスタン共和国政府がこれを決定する。

第3条 カザフスタン共和国法典「税およびその他の国庫への義務的納付について」（税法典）[第766条第1項](#)に則り2022年12月31日までに送付した通知に基づき地下資源利用代替税の納付者となっている地下資源利用者は、2023年12月31日までは、当該の通知を送付した年月日において有効である料

率に基づき地下資源利用代替税の計算と納付を行うものとする。

第4条

1. 本法典は2023年1月1日より発効するが、ただし、以下を例外とする。

- 1) 2018年1月1日より発効している第1条第1項第27)号、第2項第1)号第4副段落および第5副段落。
- 2) 2018年4月1日より発効している第1条第1項第44)号第2副段落および第3副段落、第45)号、第46)号。
- 3) 2019年1月1日より発効している第1条第1項第1)号第2副段落および第3副段落、第51)号第8副段落、第2項第1)号第22副段落および第23副段落。
- 4) 2021年1月1日より発効している第1条第2項第1)号第6副段落および第7副段落。
- 5) 2022年1月1日より発効している第1条第1項第43)号、第73)号第3副段落、第82)号第8副段落、第87)号第2副段落、第135)号、第2項第1)号第8副段落～第19副段落、第37副段落～第40副段落。
- 6) 初回公布後60暦日経過後に発効する第1条第1項第130)号。
- 7) 2023年7月1日より発効する第1条第1項第5)号、第25)号、第109)号、第110)号、第111)号、第112)号第7副段落。
- 8) 2024年1月1日より発効する第1条第1項第1)号第4副段落～第7副段落、第2)号、第26)号、第33)号、第64)号、第74)号、第97)号、第98)号、第101)号、第107)号、第108)号、第112)号第2副段落～第6副段落、第114)号、第115)号、第116)号、第117)号、第120)号第2副段落、第121)号、第124)号、第150)号、第151)号、第152)号、第153)号、第2項第1)号第35副段落および第36副段落。

2. 以下のとおり定めるものとする。

- 1) 本法第1条第1項第54)号第2副段落～第6副段落、第2項第1)号第20副段落および第21副段落は2022年1月1日から2022年12月31日まで効力を有する。
- 2) 本法第1条第1項第54)号第9副段落および第10副段落、第61)号、第78)号、第85)号は2022年1月1日から2023年12月31日まで効力を有する。
- 3) 本法第1条第2項第1)号第41副段落および第42副段落は2023年1月1日から2024年12月31日まで効力を有する。
- 4) 本法第1条第1項第84)号第8副段落および第9副段落は2023年1月1日から2025年12月31日まで効力を有する。
- 5) 本法第1条第1項第82)号第2副段落～第6副段落、第9副段落、第11副段落および第12副段落は、2023年1月1日から2027年12月31日まで効力を有する。
- 6) 本法第1条第1項第69)号第4副段落は、2023年1月1日から2028年12月31日まで効力を有する。

カザフスタン共和国
大統領

K.トカエフ

アスタナ、大統領官邸、2022年12月21日
第165-VII ZRK号